

第4次本巢市男女共同参画プラン

もっ と す まいるプラン



父もあつまれ！じゅぎょうさんかん！ 真桑小学校4年 河村実璃



本巢市

はじめに



人口減少や少子高齢化の進展、家族形態や雇用形態の多様化、また、新型コロナウイルス感染症の流行により、ライフスタイルや働き方、価値観など、私たちを取り巻く社会環境は日々変化しています。こうした中でも、本市が持続的に発展し、安全・安心で活力あるまちづくりを進めるためには、性別にかかわらず、仕事、家庭、地域などあらゆる分野で、個性と能力を発揮し誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現が一層重要になります。

本市ではこれまで3次にわたって「本巣市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組により、一定の成果をあげてきましたが、依然として固定的な性別役割分担意識や、自身の経験や価値観からの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残るなど課題が残っています。

また、国際的にも、平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会の普遍的な目標として掲げられた17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の中に「5. ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられるなど、男女共同参画社会の実現に向けた社会全体の動きは着実に進められています。

このような状況を踏まえ、このたび令和5（2023）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「第4次本巣市男女共同参画プラン」を策定いたしました。このプランは「男女共同参画基本法」に基づく基本計画として、また、その一部を「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画としても位置づけ、各施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

本プランの推進にあたりましては、あらゆる分野の方々が、男女共同参画を身近な問題としてとらえ、その必要性を理解することが何より重要となります。皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントを通してご意見をいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

令和5年3月

本巣市長 藤原 勉

目次

第1章 プラン策定にあたって

- 1. プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. プラン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 市をとりまく社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 男女共同参画に関する内外の動き・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 プランの基本的な考え方

- 1. プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4. 基本目標と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5. プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 プランの内容

- 1. 男女共同参画社会を目指した意識づくり・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 固定的な役割分担意識の点検・見直し・・・・・・・・・・ 20
 - (3) 多様な生き方を尊重する教育・学習の充実・・・・・・・・ 25
 - (4) 国際的な協調と貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2. 誰もが活躍できるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進・・・・・・・・・・ 30
 - (2) 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進・・・・・・・・ 35
 - (3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進・・・・・・・・ 40
- 3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・ 43
 - (1) あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - (2) ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・・・ 49
 - (3) 誰もが安心して暮らすための社会的支援・・・・・・・・ 55
 - (4) 生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

第4章 プランの推進体制と役割分担

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 2. 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

付属資料

- 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 本巢市男女共同参画推進懇話会要綱・・・・・・・・・・ 73
- 本巢市男女共同参画推進懇話会委員名簿・・・・・・・・ 74
- 第4次本巢市男女共同参画プラン策定の経過・・・・・・・・ 75
- 用語解説（本文中※の用語解説）・・・・・・・・・・ 76

表紙・裏表紙の掲載作品について

本巢市では、市内小・中学校に在学している小中学生を対象に、令和4年12月1日から令和5年1月20日にかけて「男女共同参画に関するポスター作品」を募集しました。表紙・裏表紙には、応募いただいた作品の中から、本巢市男女共同参画推進懇話会において選考した、入賞作品を掲載しています。

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市では、平成16（2004）年2月の町村合併以降、3次にわたる男女共同参画プランを策定し、「男女がともに参画し、能力が発揮できるまち」を基本理念に、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組を進めてきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関連する全体的な認知度や、結婚・家庭生活における男女共同参画意識は徐々に高まっています。

一方で、男女の役割分担意識についての社会的通念や慣習、しきたりについては、長年にわたり人々の中に形成された根強い固定的な性別役割分担意識や、自身の経験や価値観からの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス[※]）が根強く残っているのが現状です。

また、働く女性は増加傾向にあるものの、男性と比べて賃金や雇用形態など処遇において差があること、さらには男性の子育てや介護への参加が十分に進んでいないことなど、女性が安心して活躍することができない現状があります。

さらに、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、市民生活や経済活動は大きな影響を受けています。特に女性は男性に比べ非正規雇用者の割合が高いことから、経済的に不安定な立場に置かれることが多くなるなど、女性に関する諸問題が顕在した一方で、テレワークの導入やオンラインの活用が普及し、男女ともに働き方の多様化が進むなど社会情勢がめまぐるしく変化しており、その対応が求められています。

こうした中、平成29（2017）年度から取組を進めてきました第3次本巢市男女共同参画プランが、令和4（2022）年度で計画期間の終了を迎えることから、本市の現状や社会情勢の変化などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、新たに「第4次本巢市男女共同参画プラン」を策定するものです。

また、このプランは男女共同参画社会基本法[※]第14条第3項に基づき策定するものであり、本巢市第2次総合計画をはじめ、その他各種行政計画との整合を図るとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）[※]第6条第2項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）[※]第2条の3第3項に基づく計画としての性格を持ち合わせたものとして策定するものです。

2 プラン策定の背景

(1) 市をとりまく社会情勢の変化

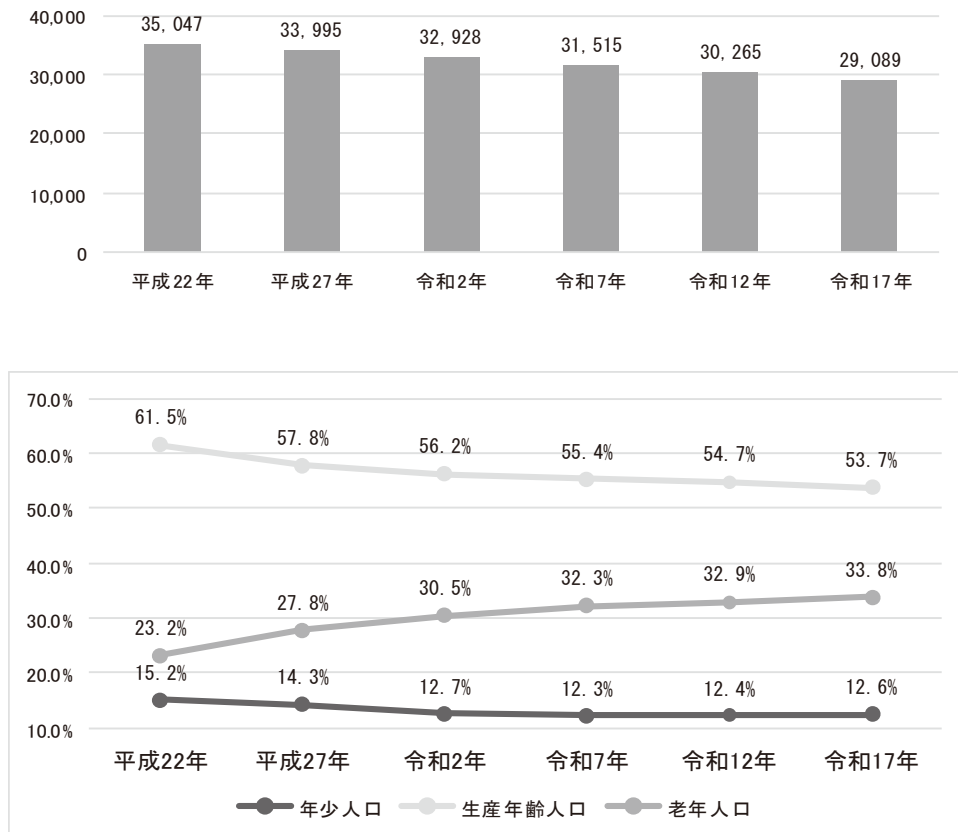
○少子高齢化に伴う人口減少時代の到来

本市の人口は、平成22（2010）年まで増加傾向となっていました。以降減少傾向となっており、全国的な少子高齢化の波が本市にも押し寄せてきています。

年齢3区分別人口比率においても、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くと予測しています。一方で、老年人口は増加傾向にあり、市の高齢化率は令和17（2035）年には33.8%となる見込みです。こうした少子高齢化や人口減少の進展が地域コミュニティの機能低下などをもたらすことから、結婚・妊娠・出産から子育てへの切れ目のない支援や男性を含めた「働き方と生活の調和」を見直すなど子育て環境の改善が必要となります。

■ 人口の推移

単位：人



年少人口…14歳以下、生産年齢人口…15歳～64歳、老年人口…65歳以上

資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

資料：本巣市人口ビジョン（令和3年3月改訂版）（令和7年以降）

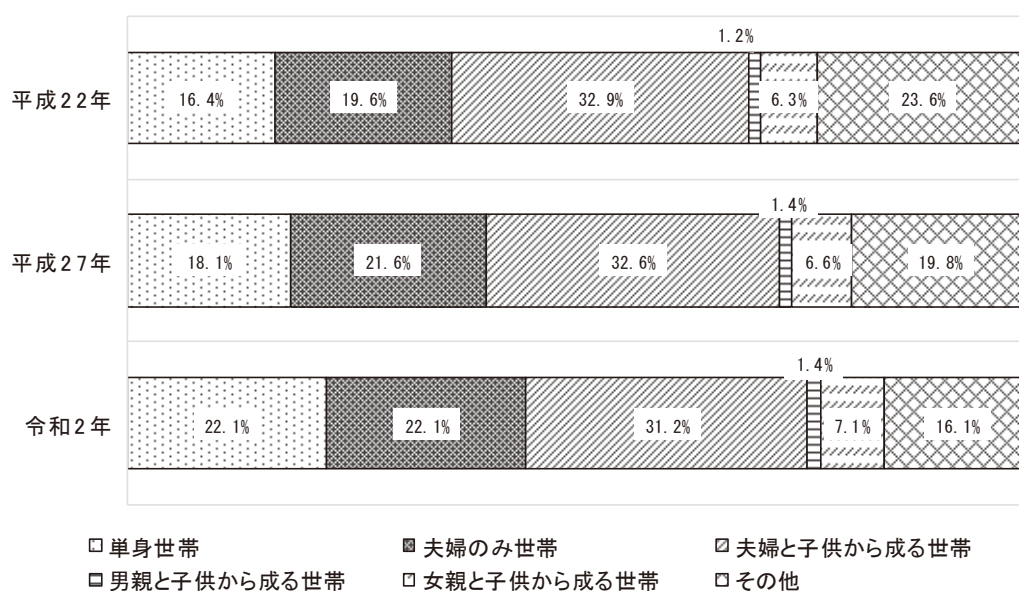
○世帯構造の変化

世帯における家族類型の割合を見ると、平成27（2015）年においては、単身世帯及び核家族世帯の割合が80.3%であったのが、令和2（2020）年には、83.9%にまで増加しています。

また、単身世帯やひとり親世帯が増加している一方で、3世代同居世帯を含むその他世帯が減少しています。

今後もひとり親世帯や晩婚化に伴う単身世帯の増加が見込まれる中、生活不安や困窮状態に陥ることがないように、男女が働き続けることができる社会の実現が必要となります。

■市内の世帯構成の推移



資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

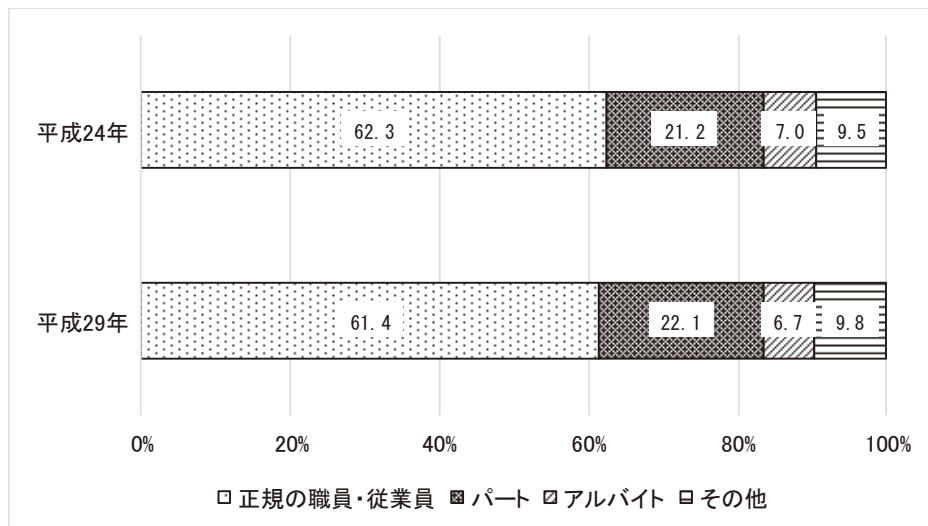
○就業構造の変化

雇用形態別雇用者の割合の推移を見ると、平成24（2012）年においては正規の職員・従業員の割合が62.3%であったのが、平成29（2017）年には61.4%に減少し、パート・アルバイトの割合が、平成24（2012）年には28.2%であったのが、平成29（2017）年には28.8%にまで増加し、非正規雇用者の割合が増加しています。

また、男女別の雇用形態別雇用者の割合では、男性のパート・アルバイトの割合が11.6%に対し、女性のパート・アルバイトの割合が48.0%となっています。

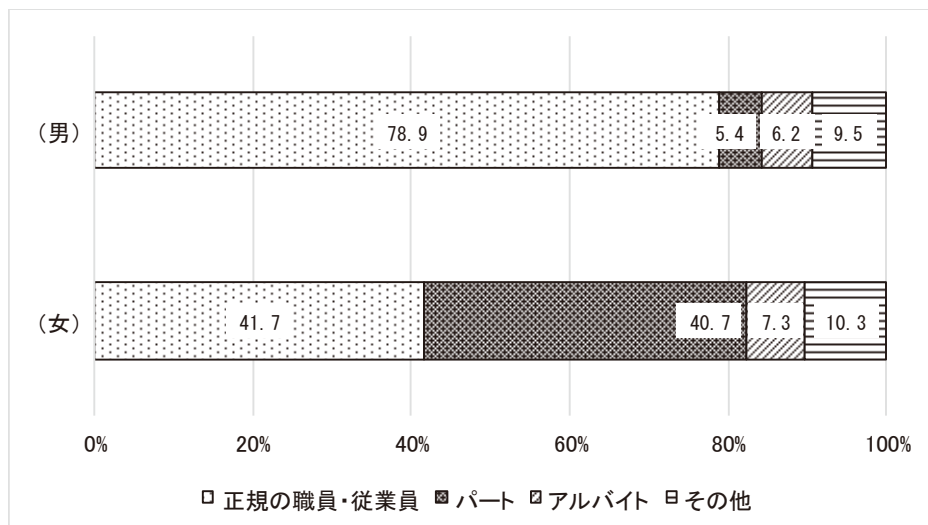
こうした雇用形態を背景とした非正規雇用者の増加に伴う経済的格差の是正や、女性の正規雇用者の増加に向けて、就業に対する切れ目のない支援や女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりが必要となります。

■岐阜県雇用形態別雇用者（役員を除く）割合の推移



資料：就業構造基本調査（平成24年、平成29年）

■岐阜県男女別雇用形態別雇用者（役員を除く）の割合



資料：就業構造基本調査（平成29年）

(2) 男女共同参画に関する内外の動き

○世界の動向

世界では、国際連合が提唱して昭和 50 (1975) 年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議 (メキシコ会議) における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 (1976) 年から始まる「国連婦人の 10 年」に続く様々な取組が行われてきました。

昭和 54 (1979) 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女性差別撤廃条約)」を採択し、日本も昭和 60 (1985) 年に批准しました。

平成 7 (1995) 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 (2000) 年の国連特別総会 (女性 2000 年会議)、平成 27 (2015) 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発などの活動を行っています。

また、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」*において、「SDGs (持続可能な開発目標) *」が掲げられ、2030 年までに世界が直面する課題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すことが宣言されました。

SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットから構成される国際社会の共通目標であり、5 番目の目標として「ジェンダー*平等とすべての女性と女児のエンパワーメント*」が掲げられていますが、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「人権の実現」、「ジェンダー平等」及び「女性と女児のエンパワーメント」が明記されており、すべての目標とターゲットにおける進展において重要な位置付けとなっています。

持続可能な開発目標 (SDGs)



○国の動向

国は、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この男女共同参画社会基本法に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画^{*}」、その後、5年ごとに基本計画が閣議決定され、令和2（2020）年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

なお、第5次男女共同参画基本計画において、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の批准に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画の批准に向けた国及び地方公共団体の責務などを定めています。

令和元（2019）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が改正され、一般事業主行動計画^{*}の策定義務の対象は、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されるなど、自らの意思によって職業生活を営みまたは営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図っています。

○県の動向

岐阜県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくための新たな指針「岐阜県男女共同参画計画※(第4次)」(計画期間:令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで)を策定しました。

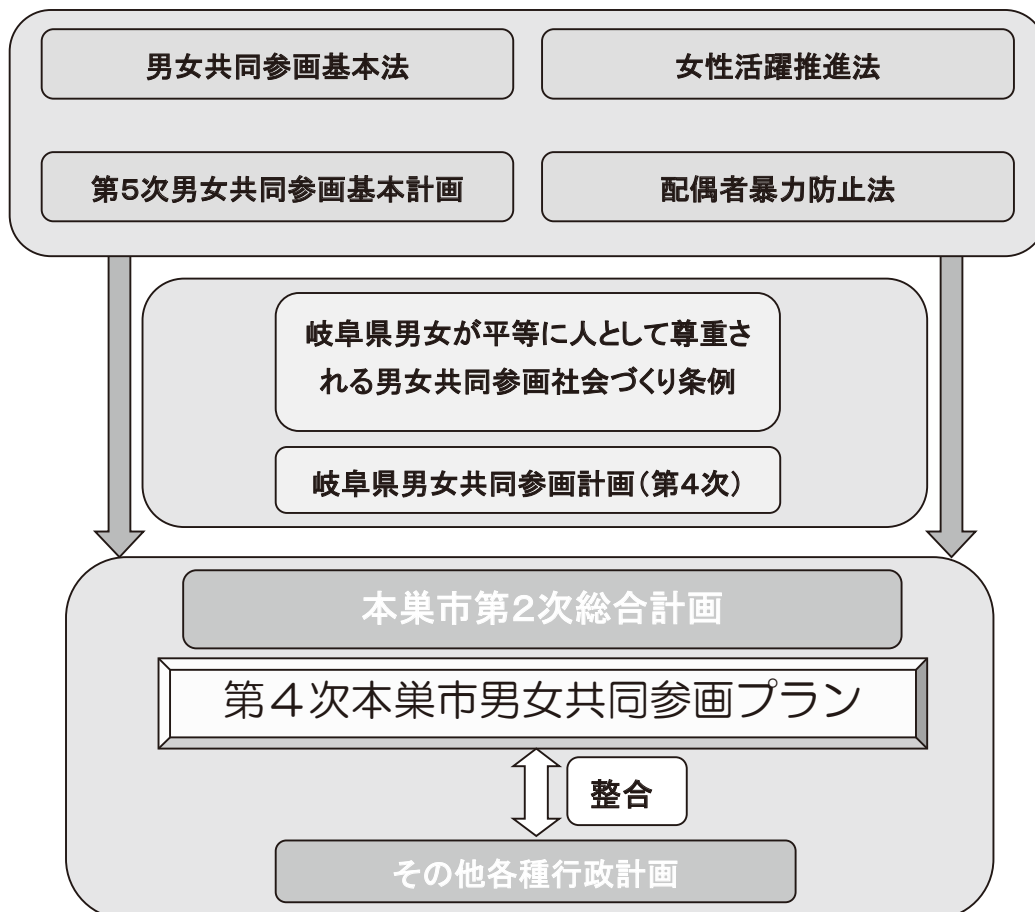
男女の地位の不平等感、性別による固定的な役割分担意識があること、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないこと、働く場における女性の活躍が進んでいないこと、男性の家事・育児・介護等への参画が進んでいないこと、さらに人口減少及び少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などの現状を踏まえ、第4次計画では、7つの重点事項に取り組み、男女共同参画社会の実現を図っています。

- ① あらゆる分野への女性の参画拡大
- ② 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
- ③ 企業経営者や管理職等の意識改革
- ④ 男性中心型労働慣行※等の変革とワーク・ライフ・バランス※の実現
- ⑤ 女性のキャリアアップに向けた支援や再就職希望者等に対する支援
- ⑥ 配偶者等からの暴力に関する更なる普及啓発
- ⑦ 男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習の機会の充実やきめ細やかな広報・啓発の展開

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの位置づけ

このプランは、『第4次本巣市男女共同参画プラン』と称し、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に定める市町村男女共同参画基本計画であるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定める市町村推進計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に定める市町村基本計画を兼ねるものとして、また、国の男女共同参画基本計画や岐阜県男女共同参画計画、本巣市第2次総合計画、その他各種行政計画との整合を図りました。



2 プランの期間

このプランの期間は、令和5（2023）年度から令和11（2029）年度までの7年間としています。ただし、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向をみながら、必要に応じて内容の検討と見直しを行います。

3 基本理念

○国の法や県の条例に定める理念及び考え方に沿って進めます

《男女共同参画社会基本法の基本理念》

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

《岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例》

- ①男女の人権の尊重
- ②性別役割分担意識に基づく制度や習慣の見直し
- ③政策方針決定過程への参画機会の確保
- ④家庭生活と職場、学校、地域活動の両立
- ⑤県、県民、事業者その他の団体、市町村の相互連携による取組

○プランが目指す社会

このプランでは、男女共同参画社会基本法の基本理念や岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例の基本的な考え方に基づき、次の基本理念を設定して、男女共同参画社会の実現を目指します。

男女がともに参画し、能力が発揮できるまち

- ①男女が慣習や社会通念にとらわれることなく、多様な働き方・生き方を選択できるまち
- ②男女が性の違いによるあらゆる差別や暴力を受けないまち
- ③男女が社会的責任を分担し、対等な立場で参画できるまち
- ④男女が個人の能力を自ら開発し、個性と能力を十分に発揮できるまち
- ⑤男女が互いの協力と社会的支援により、安心して子育てや家族の介護ができるまち

4 基本目標と方針

○意識を変える



1 男女共同参画社会を目指した意識づくり

男女共同参画社会を実現するために、多様な性や人権を尊重する意識啓発や男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

性別による固定的な役割分担意識*の見直しを働きかけ、性差別につながらない表現の意識啓発を行います。

多様な生き方を尊重する教育・学習を充実させるため、学びの場や家庭・地域における男女平等教育を推進します。

さらに、国際社会の一員としてSDGsの視点に立った男女共同参画を推進します。

基本方針

- (1) 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発
- (2) 固定的な役割分担意識の点検・見直し
- (3) 多様な生き方を尊重する教育・学習の充実
- (4) 国際的な協調と貢献

目標指標	現状		R11までの 目標数値
	基準値	基準年度	
本巢市男女共同参画プランの認知度	6.4%	R4	15%以上
社会全体で男女平等であると思う市民の割合	15.9%	R4	50%以上
「男は仕事、女は家庭」に反対する意識	53.9%	R4	75%以上
SDGsの認知度	76.8%	R4	85%以上

〇場を広げる



2 誰もが活躍できるまちづくり

これまで女性の参画が少なかった分野はもちろん政策・方針決定等の場において、積極的な参画を促し、働く場・家庭・地域などのあらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくりを推進します。

また、出産・子育てを機に離職した女性が再就職しやすくなるよう支援します。

基本方針

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進
- (2) 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

目標指標	現状		R11 までの 目標数値
	基準値	基準年度	
子どもができて、ずっと職業（仕事）を続ける方がよいと思う女性の割合	42.5%	R4	50%以上
市の審議会などにおける女性委員の割合	25.9%	R4	35%以上
女性委員のいない審議会などの数	12	R4	0
自治会長に占める女性の割合	4.2%	R4	5%以上
市職員の管理職に占める女性の割合	19.5%	R3	20%以上
キャリアアップ支援講座参加者数(単年)	実績なし	R4	20人

○環境を整える



3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らせるよう、あらゆる暴力の根絶を目指し、DV やセクハラを許さない意識を啓発します。また、市民一人ひとりが、社会的・経済的に自立した家庭生活を送ることができるよう事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を推進します。

さらに、男性の家事・育児・介護への参画を促すとともに、子育て支援や高齢者・障がい者支援を充実させ、仕事と家庭生活の両立を支援します。

基本方針

- (1) あらゆる暴力の根絶
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 誰もが安心して暮らすための社会的支援
- (4) 生涯を通じた健康支援

目標指標	現状		R11 までの 目標数値
	基準値	基準年度	
DV 被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする割合	36.2%	R4	0%
子どもができて、ずっと職業（仕事）を続ける方がよいと思う割合（全体）	44.6%	R4	50%以上
子どもができて、ずっと職業（仕事）を続ける方がよいと思う男性の割合	47.2%	R4	50%以上
育児を夫婦協力して行う世帯の割合	20.9%	R4	40%以上
日常の家事を夫婦協力して行う世帯の割合	23.8%	R4	40%以上
結婚・子育てアドバンス認定企業※（累計）	18 企業	R4	30 企業
男性職員の育児休業取得率	50%	R3	10%以上
乳がん検診受診率	17.8%	R3	20%以上
子宮頸がん検診受診率	11.1%	R3	15%以上
節目健診受診率	17.7%	R3	18.1%以上
健康ポイント事業参加者数（単年）	100 人	R3	300 人

※男性職員の育児休業取得率は、本県市特定事業主行動計画と整合性を図るため、目標値が 10%以上となっています。

5 プランの体系

基本目標	基本方針	施策の方向
意識を変える 1. 男女共同参画社会を目指した意識づくり	(1) 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発	①男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動の推進
		②多様な性や人権を尊重する意識の啓発
		③男女共同参画に関する情報収集と情報提供
	(2) 固定的な役割分担意識の点検・見直し	①性別による固定的な役割分担意識の見直し
		②性差別につながる表現の意識啓発
	(3) 多様な生き方を尊重する教育・学習の充実	①学びの場における男女平等教育の推進
		②家庭・地域における男女平等教育の推進
	(4) 国際的な協調と貢献	①国際社会の一員としての男女共同参画の推進
場を広げる 2. 誰もが活躍できるまちづくり	(1) 女性の職業生活における活躍の推進【本巢市女性活躍推進計画】	①女性の希望に応じたキャリアアップ支援
		②女性の就業機会の拡大
		③女性が活躍できる環境づくり
	(2) 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進	①政策・方針決定の場への女性の参画拡大
		②働く場における男女共同参画の推進
		③家庭における男女共同参画の推進
		④農林業・商工業等の自営業における女性の参画推進
		⑤地域活動における男女共同参画の推進
	(3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	①防災施策への男女共同参画の視点の導入
	環境を整える 3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1) あらゆる暴力の根絶【本巢市DV防止基本計画】
②セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援		
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進		①ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
		②働き方改革の取組の推進
		③男性の家事・育児・介護への参画促進
(3) 誰もが安心して暮らすための社会的支援		①子育て支援・保育サービスの充実
		②介護サービス等の充実
		③高齢者・障がい者の自立支援
		④生活上の困難に直面する男女への支援
(4) 生涯を通じた健康支援		①包括的な健康支援のための保健・医療の充実
		②心身の健康づくり

第3章 プランの内容

基本方針の文頭に記載した記号

★女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定める市町村計画を兼ねる部分

☆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に定める市町村計画を兼ねる部分

1 男女共同参画社会を目指した意識づくり

(1) 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

現状と課題

すべての人が個人として等しく尊重されることは、日本国憲法で保障された最も基本的で大切な権利であり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。

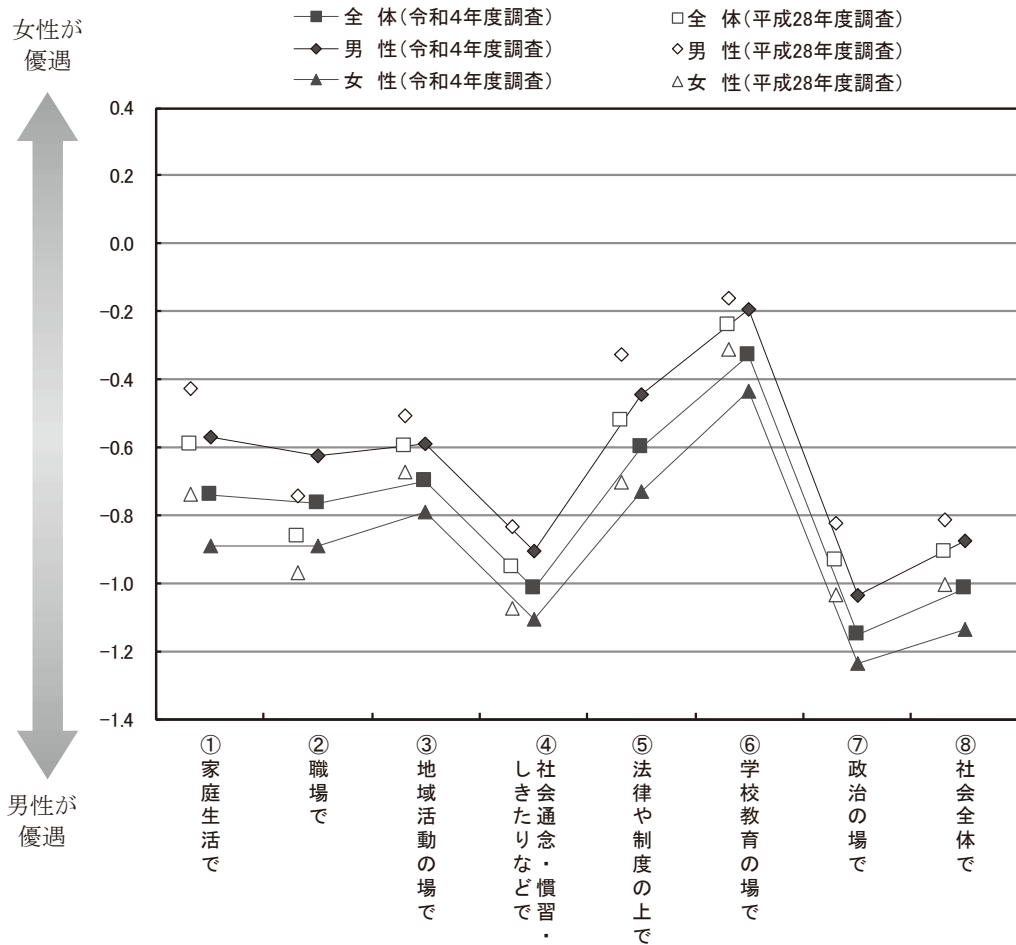
男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備により浸透してきており、女性の活躍の場は様々な分野に広がりつつあります。

一方、市民意識調査によると、社会全体で、男性が優遇されているという意識が強く、特に「社会通念、習慣、しきたりなど」の場で79.4%と高くなっています。

同じく市民意識調査によると、性的少数者（LGBT等^{*}）について、56.1%と半数以上の人を知っている（「よく知っている」、「まあまあ知っている」の合計）と答えていますが、知らない（「よく知らない」、「まったく知らない」の合計）と答えた人も40.3%と比較的高い数値となっています。

男女共同参画に関する理解を深めるため、誰にでも分かりやすく親しみやすい啓発を行う必要があります。また、性的少数者（LGBT等）に配慮し、すべての人が性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる基盤をつくるため、ジェンダー平等や多様性に関する理解の促進と意識改革が必要です。

■各分野における男女平等意識の推移

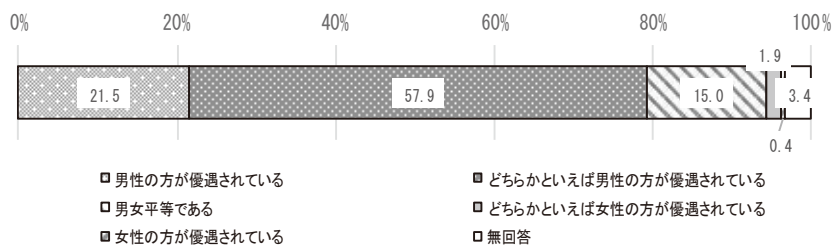


項目	点数
女性が優遇されている	2点
どちらかといえば女性が優遇されている	1点
平等である	0点
どちらかといえば男性が優遇されている	-1点
男性が優遇されている	-2点

※各分野における男女平等意識について、上記表示した基準により算出

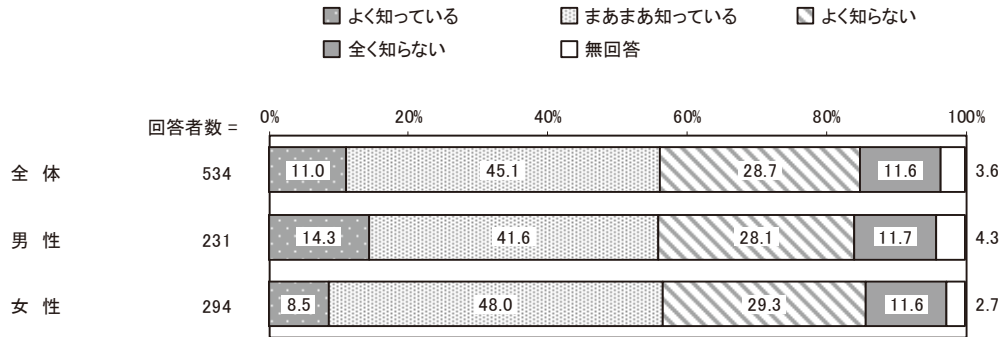
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等になっているか



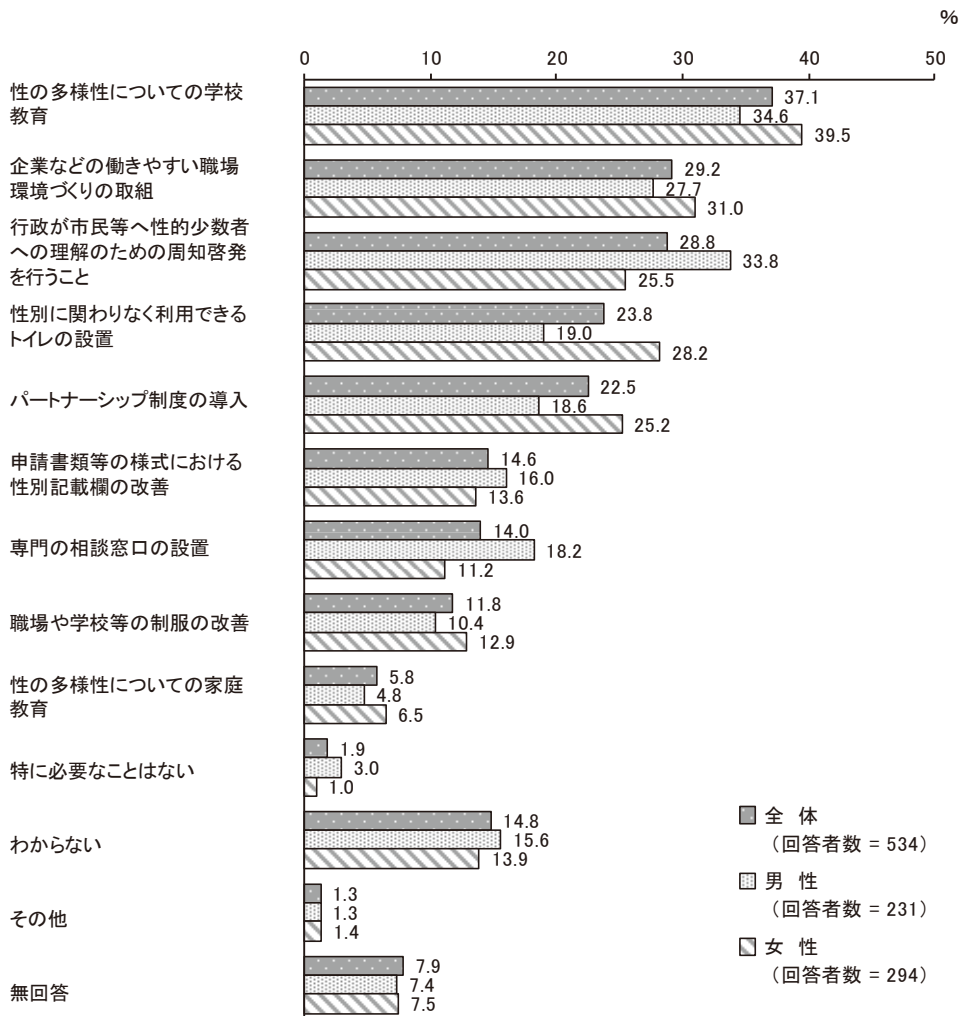
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■性的少数者（LGBT等）についてどの程度知っているか



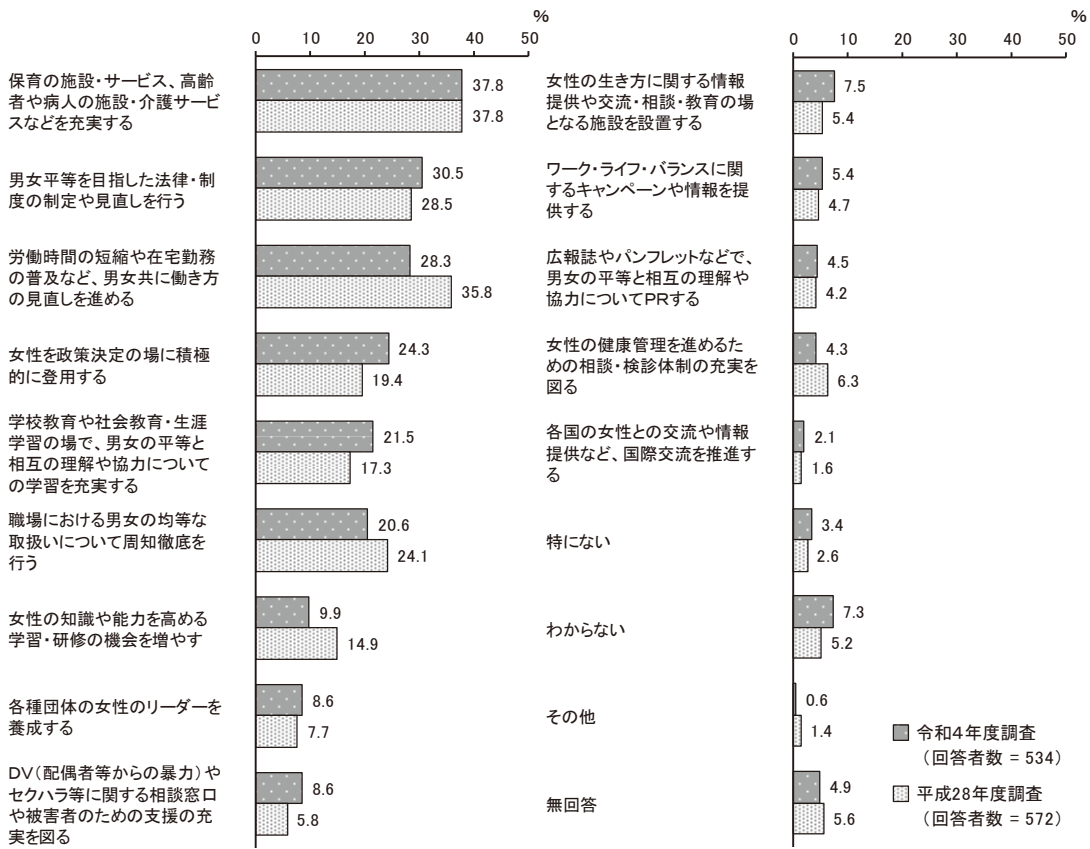
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■性的少数者（LGBT等）が生活しやすくなるための対策（複数回答）



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■男女共同参画社会の推進のため、行政が力を入れていくべきこと（複数回答）



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動の推進

具 体 的 な 施 策	関係課
◆男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発 広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発を行います。	企画財政課
◆男女共同参画をテーマとした作品募集 男女共同参画をテーマとした作品（習字、川柳、絵画等）を募集し、作品を通じて意識啓発を行います。	企画財政課
◆男女共同参画に関する講座の開催 男女共同参画の意識啓発と普及を図るため、出前講座、セミナー等を開催します。	企画財政課

②多様な性や人権を尊重する意識の啓発

具 体 的 な 施 策	関係課
◆多様な性や人権を尊重する意識啓発 広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、多様な性や人権を尊重するための広報・啓発を行います。	総務課 企画財政課
◆人権尊重に関する講演会の開催や相談所の開設 「人権教育講演会」を開催し、人権に関する啓発を行います。また、市内に人権相談所を設置します。	総務課 社会教育課
◆ジェンダーに敏感な視点の定着 ジェンダーに敏感な視点を定着させるため、広報紙やホームページ等により、意識の啓発を推進します。	企画財政課
◆パートナーシップ制度*に関する情報収集及び研究 パートナーシップ制度を導入している自治体の情報収集や研究を行います。	企画財政課

③男女共同参画に関する情報収集と情報提供

具 体 的 な 施 策	関 係 課
<p>◆市民意識調査の実施</p> <p>定期的に市民意識調査を実施し、各施策に反映させるよう関係機関との連携を図ります。</p>	<p>企画財政課</p>
<p>◆情報収集と情報提供</p> <p>国や県で実施している男女共同参画に関する取組を収集し、広報紙やホームページで情報提供します。</p>	<p>企画財政課</p>

(2) 固定的な役割分担意識の点検・見直し

現状と課題

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることが、男女それぞれの活動の広がりを難しくしたり、その能力の妨げになったりしていることから、固定的な役割分担意識を解消していくことが必要です。

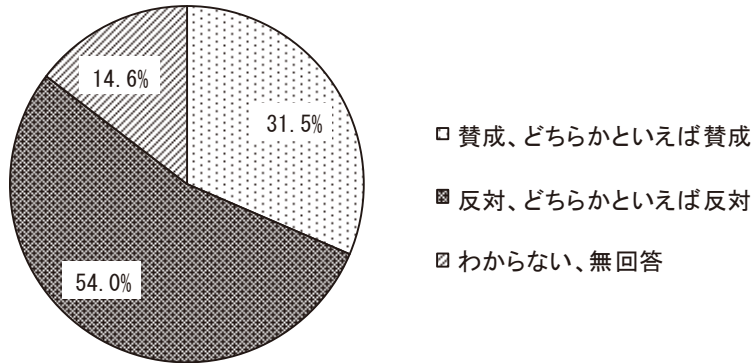
しかしながら、市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する意見が31.5%と依然として高い数値となっています。また、日常の家事などは「主として女性」が担う割合が高い一方で、生活費を稼ぐなどは「主として男性」が担う割合が高くなっており、未だ、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることが分かります。

男性も女性も家庭における固定的な役割分担意識を払拭し、男女がともにバランスの良い役割分担を担うことで、より暮らしやすい家庭環境を作ることにつながります。

男女共同参画に関する様々な取組が進められている中、依然として大きな改善が見られない要因の一つとして、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性的分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが要因です。

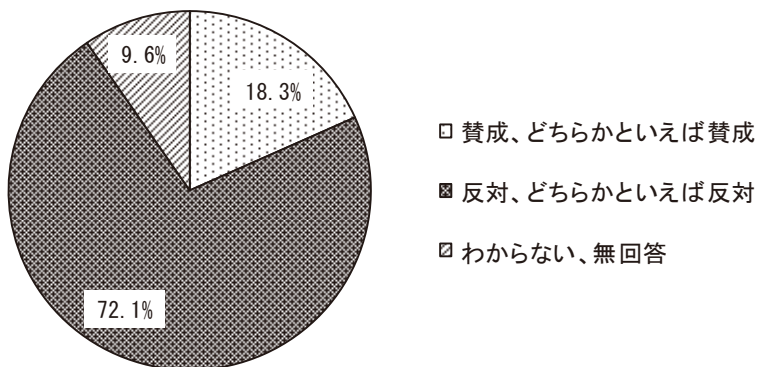
家庭生活に限らず、企業、組織などを含め、あらゆる場面で固定的な役割分担意識の見直しを働きかけるほか、ジェンダー意識を定着させるため、性差別につながらない表現の推進や性別に基づく、固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを浸透させるための意識啓発が必要です。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方についての意見



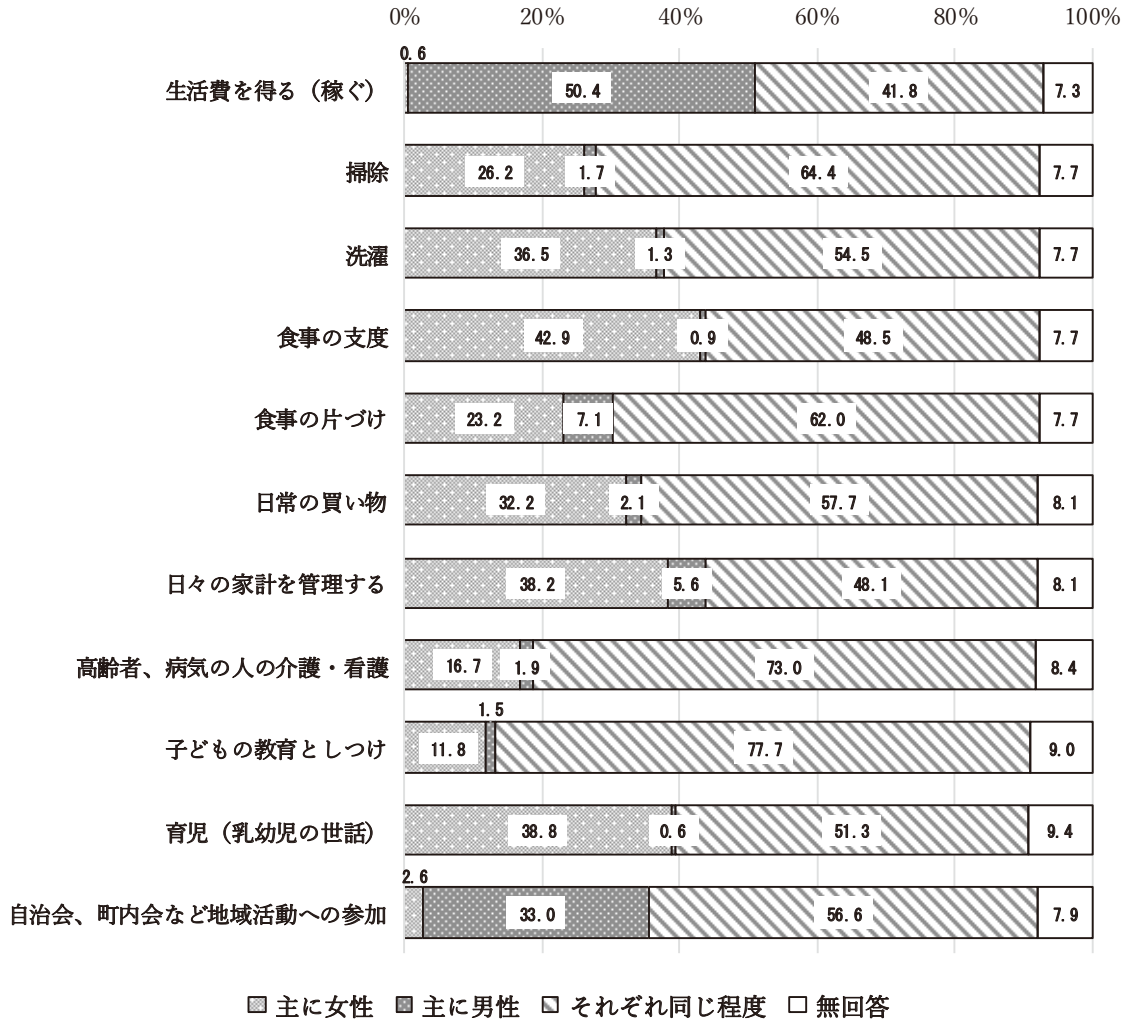
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■ 「家事・育児・介護は女性の役割である」という考え方についての意見



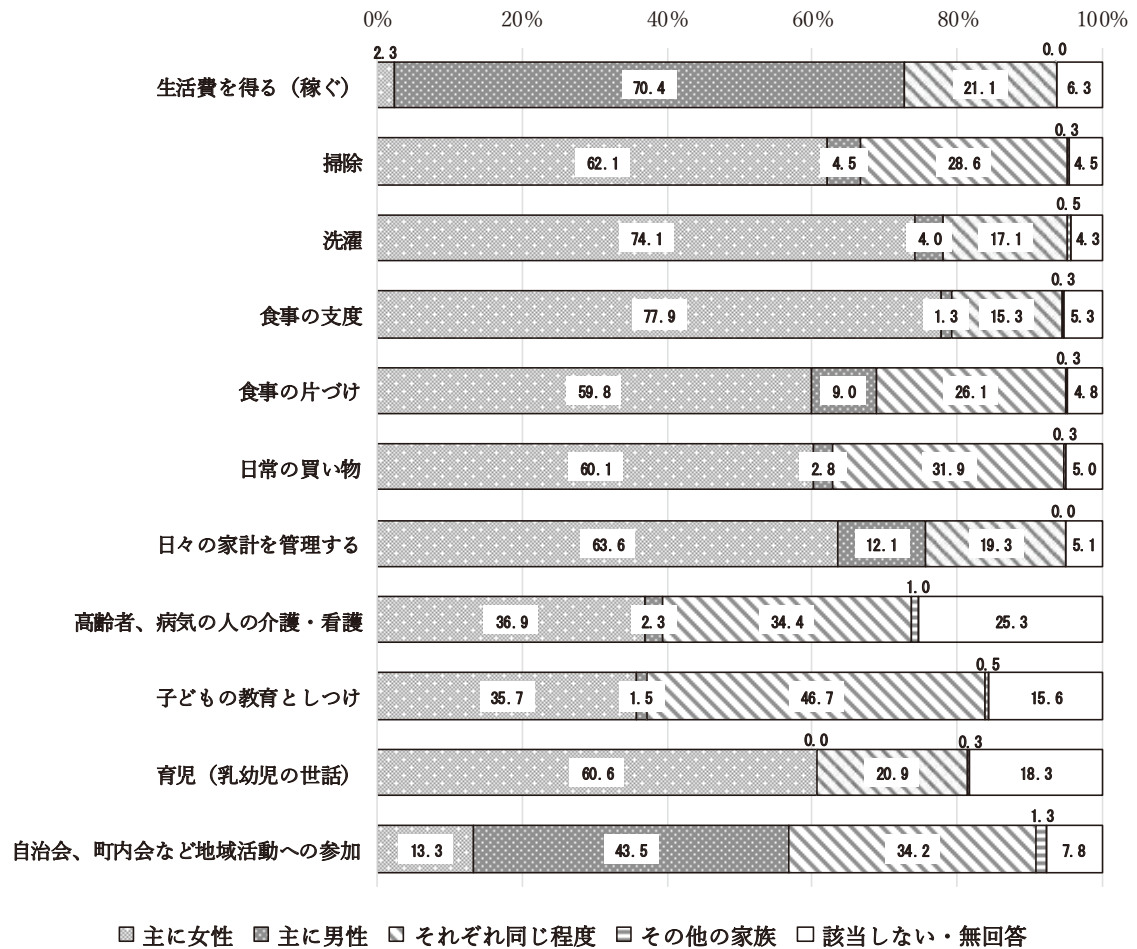
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■家庭における役割分担について
(理想)



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■家庭における役割分担について
(現実)



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①性別による固定的な役割分担意識の見直し

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆固定的な役割分担意識の見直しに向けた意識啓発</p> <p>パンフレットやチラシ等を窓口を設置したり、ホームページ等への掲載により、性別による固定的な役割分担意識の見直しに向けた啓発を行います。</p>	企画財政課

②性差別につながらない表現の意識啓発

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆男女共同参画の視点に立った表現の推進</p> <p>市で作成した「男女共同参画の視点からの表現の手引」等を活用し、広報紙等で誤ったジェンダー意識を定着させるような表現が用いられないよう意識啓発します。</p>	秘書広報課 企画財政課

(3) 多様な生き方を尊重する教育・学習の充実

現状と課題

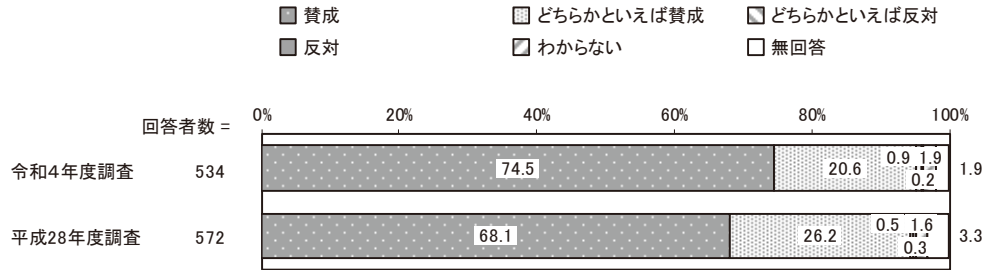
固定的な性別による役割分担意識や性差に関する固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成されることから、社会全体に男女平等の意識を浸透させていくためには、幼少期から家庭や学校、地域における意識づくりが大切です。

本市では、教育現場において男女平等教育を推進していますが、さらなる教育・学習の充実が必要です。

市民意識調査では、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるように配慮する」の割合が40.8%と最も高く、次いで「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる」が36.1%、「男女がともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」が35.6%「男女ともに、異性の人権を尊重する教育を充実させる」が32.6%となっています。

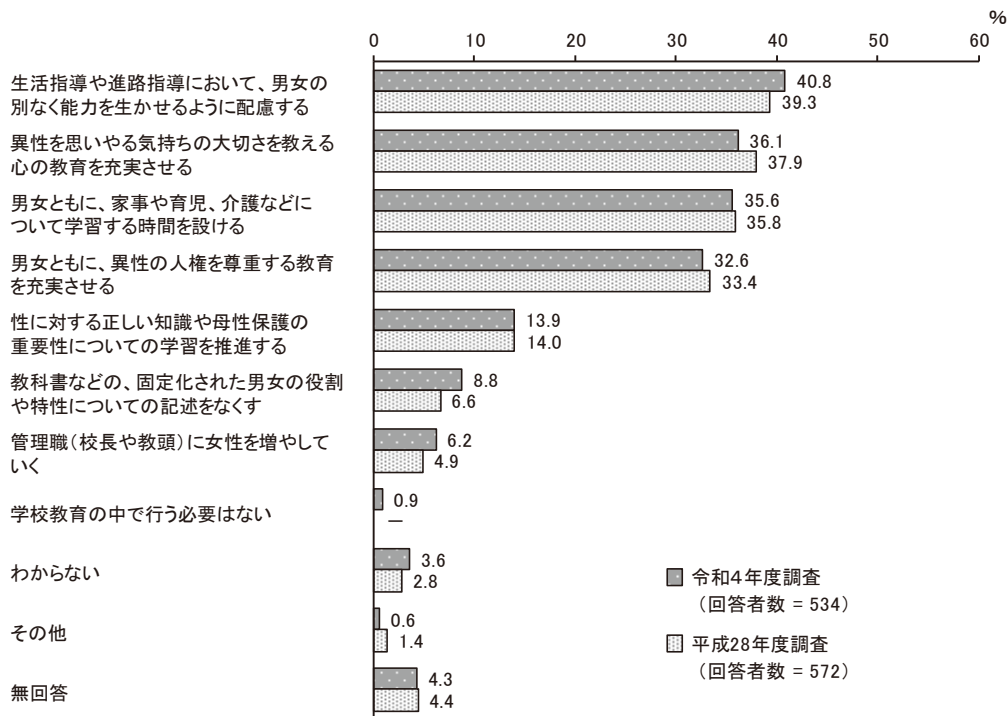
そうしたことから、誰もが主体的に多様な進路や生き方を選択でき、自分らしく生きられるよう、家庭や幼児園、学校において男女平等や男女共同参画、性に対する正しい知識を身に付けることが求められています。

■性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすのがよい



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきか
(複数回答)



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①学びの場における男女平等教育の推進

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆男女平等を推進する教育</p> <p>男女共同参画の視点に立った考え方や行動を幼い頃から身に付けるため、児童生徒の発達段階に応じた教育・学習を行います。</p>	<p>学校教育課 幼児教育課</p>
<p>◆家庭科学習等の充実</p> <p>誰もが個人の特性を理解し、互いに協力して家庭生活に参加できるよう、家庭科学習等を充実します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>◆人権意識に基づいた性教育の推進</p> <p>小学校の体育、中学校の保健体育の授業等において、性に対する正しい知識の啓発、異性を思いやる気持ちの大切さ、また、母性の重要性も含めた性の尊重を啓発するため性教育を充実します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>◆講演会・研修会の充実</p> <p>教職員に対して、国や県が主催する講演会・研修会を周知し、参加を促します。</p>	<p>学校教育課 幼児教育課</p>
<p>◆保護者に対する啓発</p> <p>授業参観や懇談会等の場で、家庭における男女平等教育の重要性を啓発します。また、保護者会やPTA活動における男女共同参画を推進します。</p>	<p>学校教育課 幼児教育課</p>

②家庭・地域における男女平等教育の推進

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆参加しやすい講座の開催</p> <p>男女共同参画について、誰もが学べるよう市民向けの出前講座を開催します。</p>	<p>企画財政課</p>
<p>◆学習機材の充実</p> <p>男女共同参画について、市民が自ら学習でき、正しい理解が得られるよう、視聴覚資料や図書を整備します。</p>	<p>社会教育課</p>

(4) 国際的な協調と貢献

現状と課題

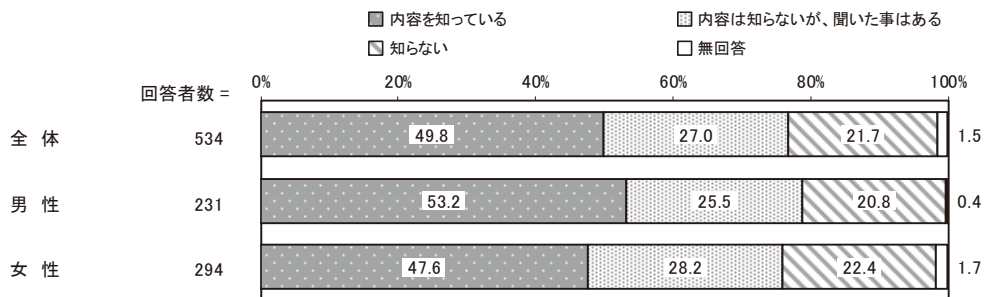
平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで持続可能な開発目標 (SDGs) を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

同アジェンダの前文では「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女性のエンパワーメントを達成することを目指す」と掲げられ、SDGs の中でジェンダー平等はとても重要なテーマとされています。

しかしながら、日本は国際的に見ると、2022 年ジェンダーギャップ指数^{*}は、146 か国中 116 位、国会議員の女性の割合が 15.4% など特に政治や経済の指標が低く、各国がジェンダー平等化を加速している中、大きく後れをとっています。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの進展など国際的な動きを踏まえ、誰もが分け隔てなく安心して暮らせる対策、平等な社会を実現していくことが必要です。

■ SDGs を知っている人の割合



資料：令和 4 年度男女共同参画市民意識調査

施 策

① 国際社会の一員としての男女共同の推進

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆SDGs の視点に立った男女共同参画 SDGs の視点に立った男女共同参画施策を推進します。</p>	<p>関係各課</p>
<p>◆国際的な視野を持った人材育成 ALT（外国語指導助手）との授業や授業外での国際交流により、国際的な視野を持った人材を育成します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>◆市内在住外国人への情報提供 市内在住の外国人に対して、情報提供を行います。</p>	<p>企画財政課</p>

2 誰もが活躍できるまちづくり

★（1）女性の職業生活における活躍の推進

現状と課題

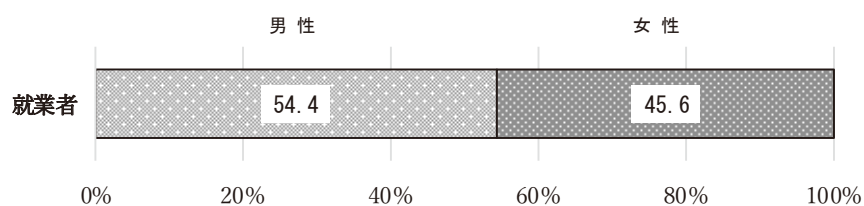
人口減少及び少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性の労働力への期待が高まっており、女性の活躍が求められています。

令和2（2020）年の国勢調査によると、本市における就業者に占める女性の割合は45.6%となっていますが、女性の就業者に対するパート・アルバイト等の割合は46.8%で、正規の職員及び従業員の割合35.2%と比べると高くなっています。これは出産や育児を契機に離職した女性が、育児や子育てが一段落した段階での再就職における雇用形態はパート等が多数を占めているのが現状で、正社員での再就職を希望しても実際には正社員になることが困難な状況であるためです。そのため、離職期間中の女性が再就職できるよう、キャリアアップに対する支援が必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、特に女性に対して、就業から生活面について様々な形で深刻な影響を与えています。国の男女共同参画会議では、「女性デジタル人材育成プラン」を決定し、今後3年間集中的に、女性デジタル人材の育成に取り組むとされています。

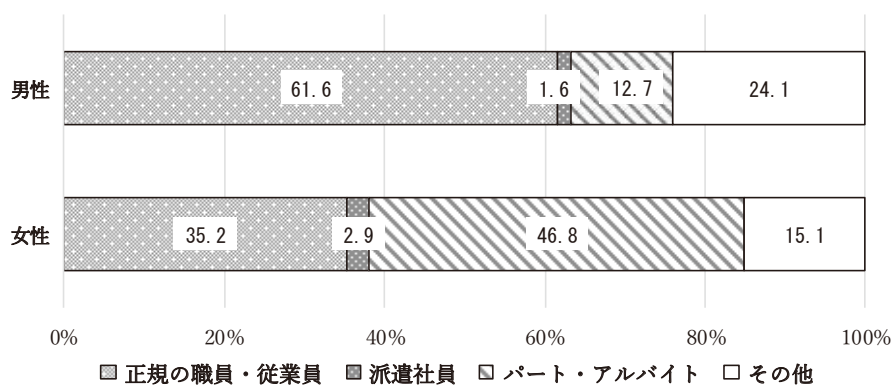
また、令和4（2022）年度に見直された岐阜県男女共同参画計画（第4次）においても、女性のデジタルスキル習得を支援することを計画における主な取組と位置づけられており、本市においても女性のデジタルスキル習得に関する支援を含め、すべての女性が職場で活躍できる支援が必要です。

■ 就業者に占める男女の割合



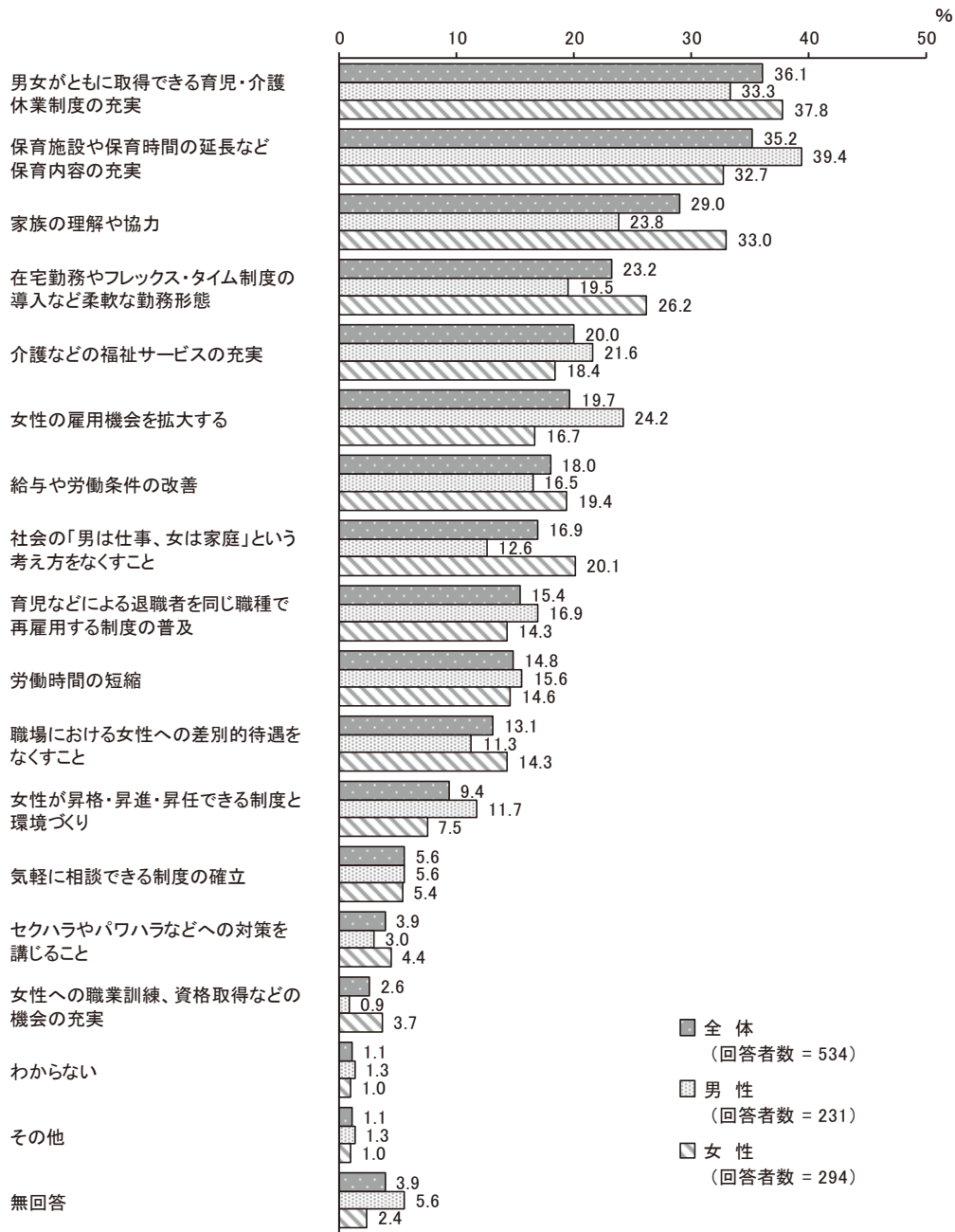
資料：国勢調査（令和2年）

■ 雇用者における地位の割合



資料：国勢調査（令和2年）

■女性が働き続けるために、必要なこと（複数回答）



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①女性の希望に応じたキャリアアップ支援

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆キャリアアップセミナー*等の情報提供</p> <p>国や県、各種労働団体が開催するキャリアアップセミナーに関するチラシを窓口を設置するとともに、広報紙やホームページ等で情報を提供します。</p>	<p>企画財政課 産業経済課</p>
<p>◆資格取得・技術取得に関する情報提供</p> <p>資格取得・技術取得に関するパンフレットやチラシを窓口を設置するとともに、広報紙やホームページ等で情報提供します。</p>	<p>産業経済課</p>
<p>◆女性のキャリアアップ支援講座の開催</p> <p>出産・子育てを機に離職した女性の再就職を支援するため、キャリアアップ支援講座を開催します。</p>	<p>企画財政課</p>
<p>◆女性の起業支援</p> <p>起業家育成セミナーや県融資制度に関するパンフレットやチラシを窓口を設置するとともに、広報紙やホームページ等で情報提供します。</p>	<p>産業経済課</p>

②女性の就業機会の拡大

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆就業機会拡大の推進</p> <p>公共職業安定所（ハローワーク）等との連携や、広域圏の合同企業説明会で雇用情報の提供等、就業機会の拡大に向けた取組を推進します。</p>	<p>産業経済課</p>
<p>◆就業機会拡大のための情報提供</p> <p>職業能力開発校、岐阜県人材チャレンジセンター*等が開催する職業能力を高める講座の情報や、資格取得、技術習得等の情報を提供します。</p>	<p>産業経済課</p>

③ 女性が活躍できる環境づくり

具 体 的 な 施 策	関 係 課
◆優良企業の誘致 事業所の進出の奨励につながる優遇措置を規定している企業誘致条例を活用し、優良な事業所や工場を誘致します。	産業経済課
◆企業に対する支援 西美濃広域連携事業として実施している企業支援について、パンフレットやホームページ等を活用して情報提供に努めます。	産業経済課

(2) 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政治・行政・地域活動などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、政策・方針・意思決定機会における女性の参画を拡大していくことが重要になります。政策・方針・意思決定機会における女性の参画として、市の審議会などにおける女性委員の割合については、増えつつありますが、令和4（2022）年度は25.9%にとどまっています。

市民意識調査によると、国、県、市の施策に女性の意見や考え方が反映されていないと感じている人は、33.9%となっており、その理由として「市議会や行政などの政策・方針決定の場に女性が少ない」ことや、「女性の意見や考え方に対して、行政側の関心が低い」と思っている人が多くいます。

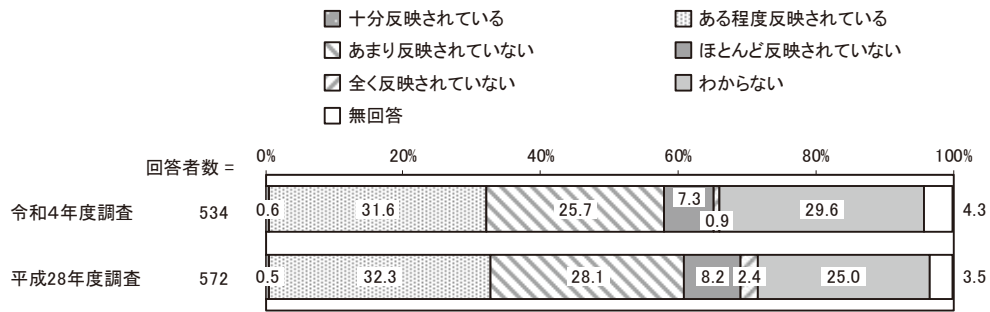
一方、社会問題や政治への関心度では、「大いにある」と「少しはある」の割合を合わせた“関心がある人”は、男性に比べ女性の割合が16.2%低くなっています。また、地域・職場などにおいて、政策などの立案や方針決定の場へ「参画したい」と「どちらかといえば参画したいと思う」を合わせた女性の割合は、男性に比べ19.9%低くなっています。

活力ある社会づくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を政策・方針の決定過程などに生かし、男女の意見がともに反映されバランスのとれた政策が実施できるよう、今まで女性の参画が少なかった分野を含め、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整える必要があるほか、男女共同参画を推進する人材の育成が重要です。

■市の審議会等への女性の登用状況

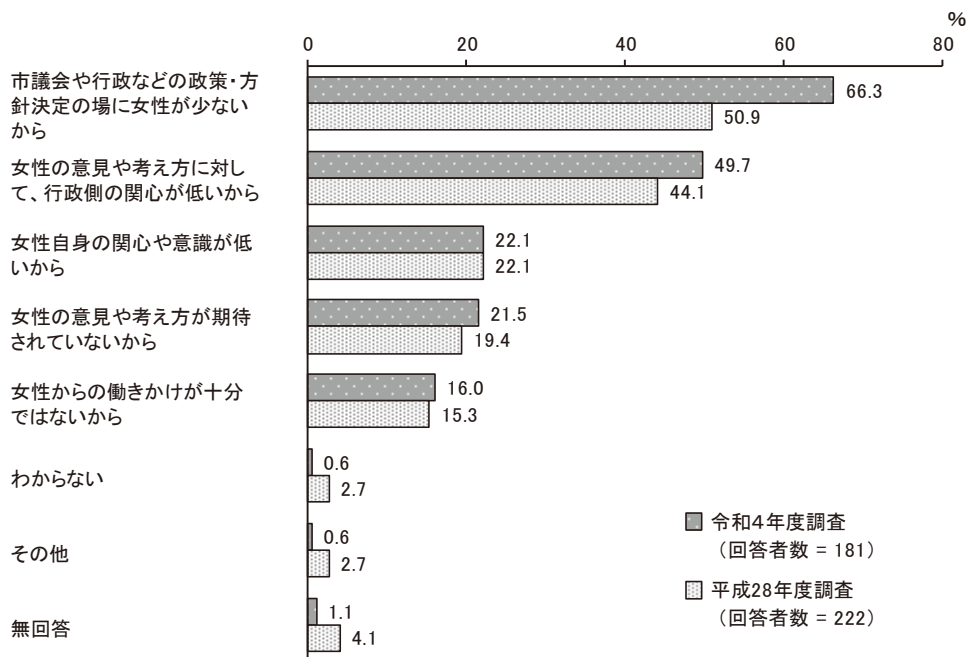
年 度	女性の登用率
平成30年	28.9%
令和元年	25.9%
令和2年	28.3%
令和3年	27.2%
令和4年	25.9%

■国、県、市の施策に女性の意見や考え方が反映されていると思うか



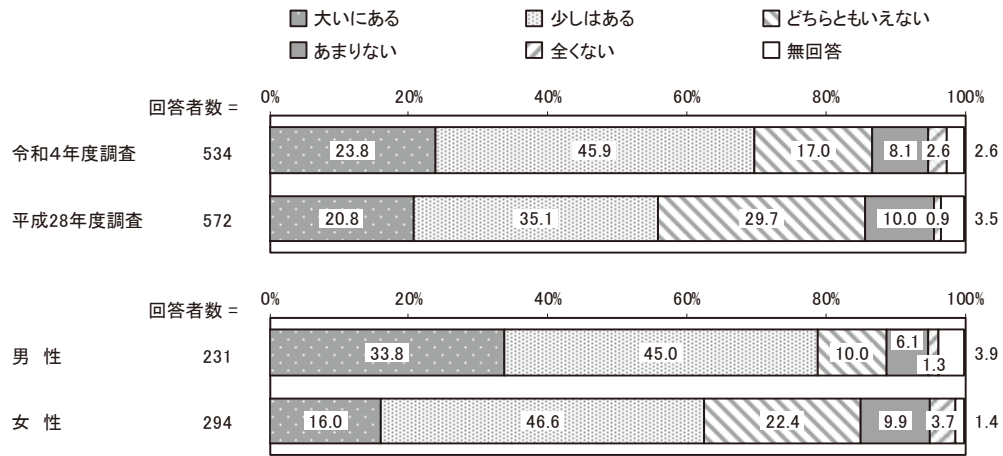
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■国、県、市の施策に女性の意見や考え方が反映されていないと思われる理由



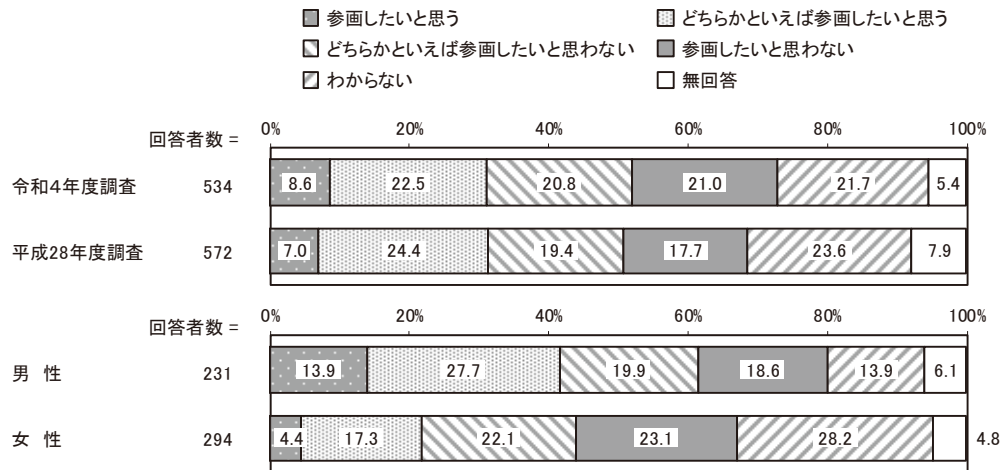
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■ 社会問題や政治について関心があるか



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■ 政策・方針決定の場へ参画したいと思うか



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①政策・方針決定の場への女性の参画拡大

具 体 的 な 施 策	関係課
◆審議会等への女性委員登用の推進 審議会や委員会等市の政策・方針決定の場において、女性の意見が反映されるよう女性委員の登用を推進します。	関係各課
◆女性委員の登用状況調査と公表 女性委員の登用状況を年に一度調査し、公表します。	企画財政課
◆女性委員が一人もいない審議会等への指導・啓発 女性委員が一人もいない審議会等に対し、その解消を図るための指導・啓発を行います。	企画財政課

②働く場における男女共同参画の推進

具 体 的 な 施 策	関係課
◆ポジティブアクション*の促進 働く場において、男女がともに能力を最大限発揮できるよう、ホームページやチラシで企業に対して情報提供します。	企画財政課
◆市女性職員の管理職等への登用の推進 男女問わず、職員の能力等に応じた管理的地位への職員登用を推進します。	秘書広報課

③家庭における男女共同参画の推進

具 体 的 な 施 策	関係課
◆誰もがともに育児を支える意識の啓発 誰もが参加しやすい日時の授業参観日の日時設定を検討し、父親を含め家族で参加しやすい授業参観等を通じた意識づくりに努めます。また、広報紙等で子育て支援に関する情報を提供します。	学校教育課 幼児教育課
◆子育てに関する学習会の開催 乳幼児健診や教室に合わせて、子育てに関する学習会を開催し、妊産婦や胎児のこと、子どもの成長・発達について一緒に学ぶ機会を提供します。	健康増進課
◆誰もがともに介護を支える意識の啓発 男性の介護参画を促す意識啓発に努め、介護教室等への参加を促進します。	福祉敬愛課

④農林業・商工業等の自営業における女性の参画推進

具体的な施策	関係課
<p>◆ぎふ農業・農村男女共同参画プラン*に基づく支援</p> <p>県が策定した「ぎふ農業・農村男女共同参画プラン」に基づき、農林業に従事する女性の社会参画のための環境整備等を支援します。</p>	産業経済課 林政課
<p>◆家族経営協定*の普及促進</p> <p>農業に従事する女性の地位向上のため、家族経営協定推進制度の普及を促進します。</p>	産業経済課
<p>◆農林業従事者への男女共同参画意識の啓発</p> <p>家族経営協定の普及促進も含め、農林業従事者の男女共同参画意識の普及を推進します。</p>	産業経済課 林政課
<p>◆企業の人材確保の促進</p> <p>広域連携事業として取り組んでいる合同企業説明会へ市内企業の参加を促すため、ホームページ等に合同企業説明会の情報を掲載し、企業の人材確保を促進します。</p>	産業経済課

⑤地域活動における男女共同参画の推進

具体的な施策	関係課
<p>◆自治会等地域役員への女性参画の促進</p> <p>自治会等地域における活動において、重要事項の決定過程に男女がともに参画し、主要な役員に男女を問わず就任できるよう啓発します。</p>	企画財政課
<p>◆自治会への啓発</p> <p>自治会活動への支援を行う中で、活動への男女共同参画を促進します。</p>	総務課 企画財政課
<p>◆各種活動における啓発</p> <p>生涯学習活動、ボランティア活動、NPO*活動、PTA 活動等地域における各種活動への男女共同参画を促進します。</p>	企画財政課

(3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

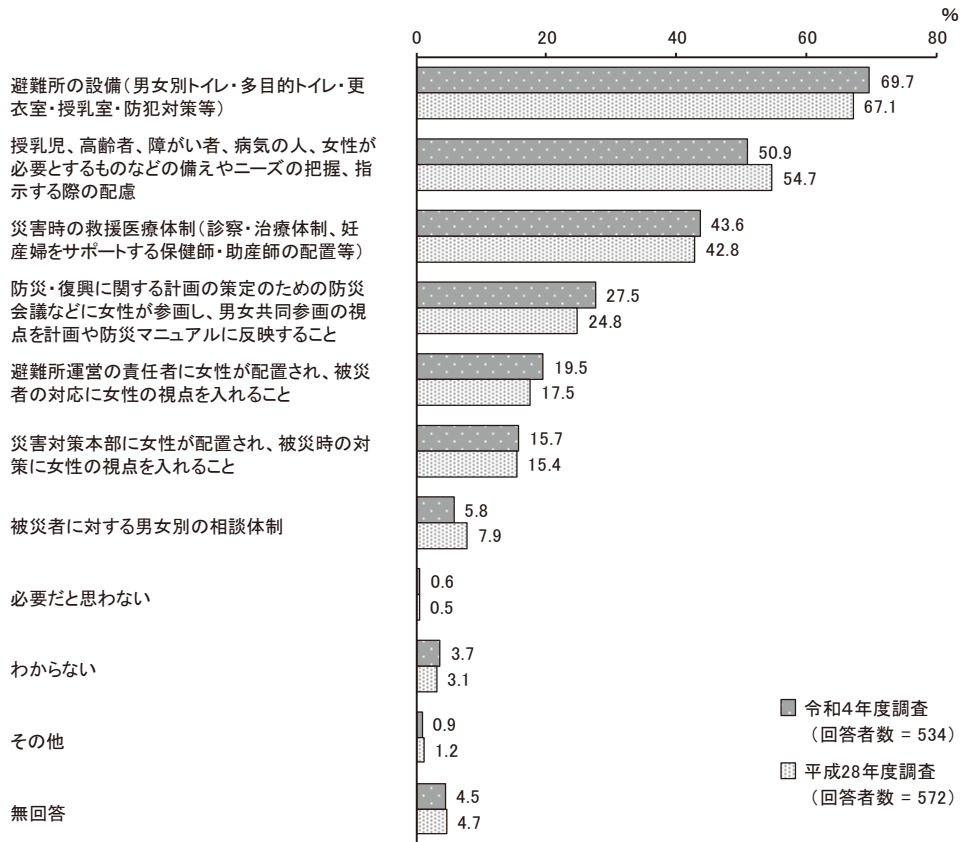
現状と課題

防災分野に関しては、これまで男性が中心となって担ってきた側面がありますが、平成23年(2011)年3月11日の東日本大震災以降、災害に対する意識が高まる中、避難所の運営における男女共同参画の視点の必要性が、それまで考えられていた以上に重要であることが明らかになりました。

市民意識調査においても、多くの人々が「避難所の設備(男女別トイレ・多目的トイレ・更衣室・授乳室・防犯対策等)」や「授乳児、高齢者、障がい者、病気の人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、指示する際の配慮」など、男女共同参画の視点に立った防災対策が必要と考えています。

そのため、災害時には、女性や多様な生活者の視点に立った対応を一人でも多くの人にとれるよう、さまざまな防災の取組について、平時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要であり、防災に関する施策に女性の視点を反映する体制づくりや、地域の防災活動への女性の参画を促進し、地域防災の女性リーダー育成について支援していく必要があります。

■ 防災対策で取り組む必要があること（複数回答）



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①防災施策への男女共同参画の視点の導入

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆男女共同参画を意識した地域防災計画の整備及び推進</p> <p>男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しを行うとともに、女性の自主防災組織への参画や、災害時の避難所運営管理への参画を促進します。</p>	総務課
<p>◆女性や障がい者等の視点に立った災害時の環境整備</p> <p>避難所等の場において女性や障がい者等の安全が確保されるよう配慮したり、女性や障がい者等の視点から考えられる備蓄品等を整備します。</p>	総務課
<p>◆災害対応研修への女性参加の促進</p> <p>災害対応研修や訓練について、女性の参加を積極的に促進し、女性リーダーの育成を支援します。</p>	総務課

3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

☆ (1) あらゆる暴力の根絶

現状と課題

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、人権を侵害し尊厳を侵す絶対に許されない行為であり、社会全体で取り組むべき問題です。

DVの多くは家庭内で起こることが多いため、周囲から気づかれにくく、問題の解決を難しくしています。また、その家庭に子どもがいる場合、子どもの人格形成への影響、子ども自身への虐待が問題となり、DV被害者とその子どもも含めた対応が必要となります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活の変化やストレス等により、配偶者等からの暴力や性暴力のリスクが高まっていると言われています。

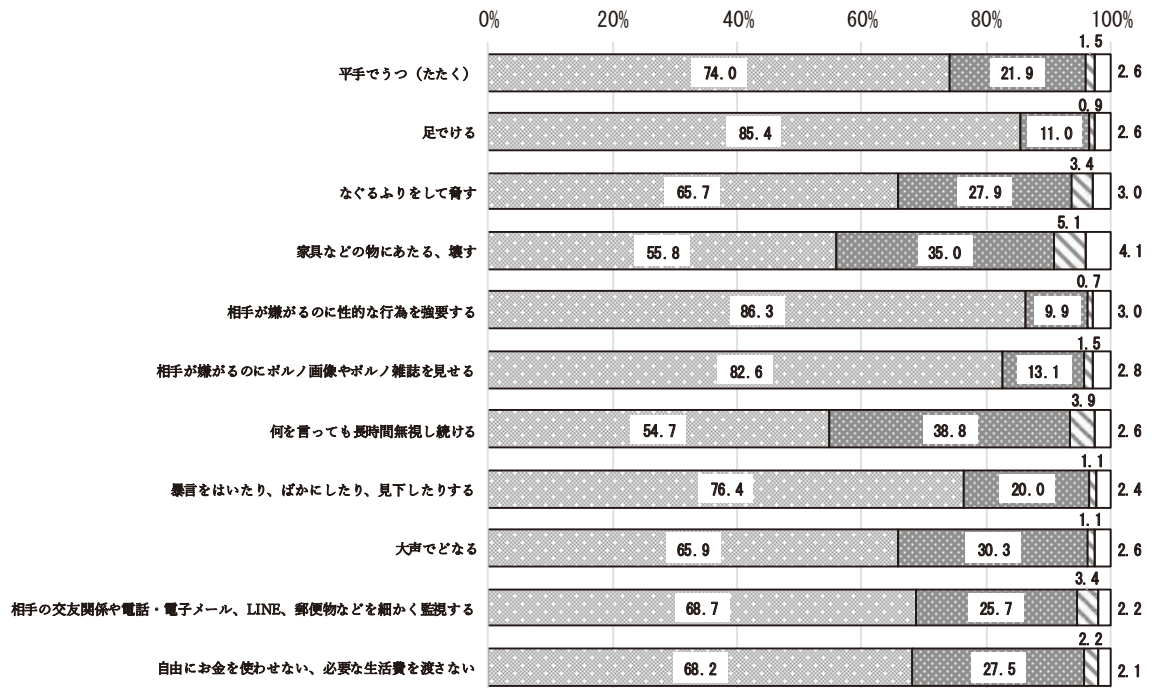
ハラスメントやストーカー行為、児童・高齢者・障がい者への虐待も重大な侵害です。

平成29（2017）年にアメリカで始まり、世界的に広がったSNSを中心にセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や性暴力など性被害の経験を告発する「#MeToo」運動が話題を呼び、女性に対する暴力の問題が改めて浮き彫りにされました。また、女性活躍推進法の一部改正（令和元（2019）年6月）に伴い、事業主がハラスメント防止措置をとることなどが、義務付けられるとともに、相談したことなどを理由とする不利益取扱の禁止など、セクハラ対策が強化されています。

市民意識調査によると、「身体的な暴力」や「言葉の暴力」など、ほぼすべての行為が「どんな場合でもDVにあたる」と回答した人の割合は平成28（2016）年の前回調査より高くなっています。一方、「なぐる」、「ける」など身体的暴力を経験された人の割合は11.2%で、「ののしる」、「おどす」、「大声でどなる」など言葉による暴力を受けた人の割合は23.6%となっており、DVという言葉の内容や認知度は高まっていますが、DV被害者の減少には結びついていないのが現状です。同じく市民意識調査によると、職場におけるセクハラを「自分自身が経験したことがある」、「身近に受けたことがある人がある」を合わせた人の割合は13.7%となっており、DV、セクハラを経験したことがある人は、いずれも男性に比べて女性の割合が高くなっています。

法律や制度の整備により、DVやセクハラといった暴力を防止することは強化されていますが、あらゆる暴力を根絶するためには、暴力を未然に防ぎ、暴力を容認しないという意識を地域全体に広めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくり、被害者の保護・自立に向けての支援を積極的に推進していく必要があります。

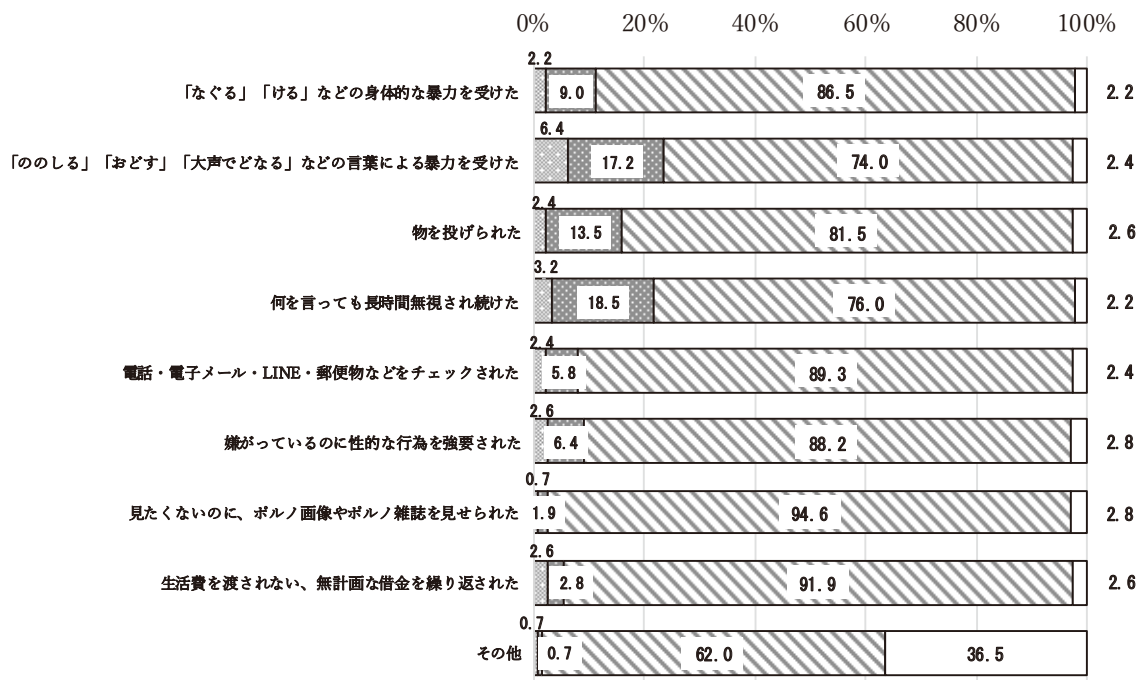
■ ドメスティック・バイオレンス (DV) の認識



■ どんな場合でもDVにあたる ■ DVの場合とそうでない場合がある □ DVにあたると思わない □ 無回答

資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

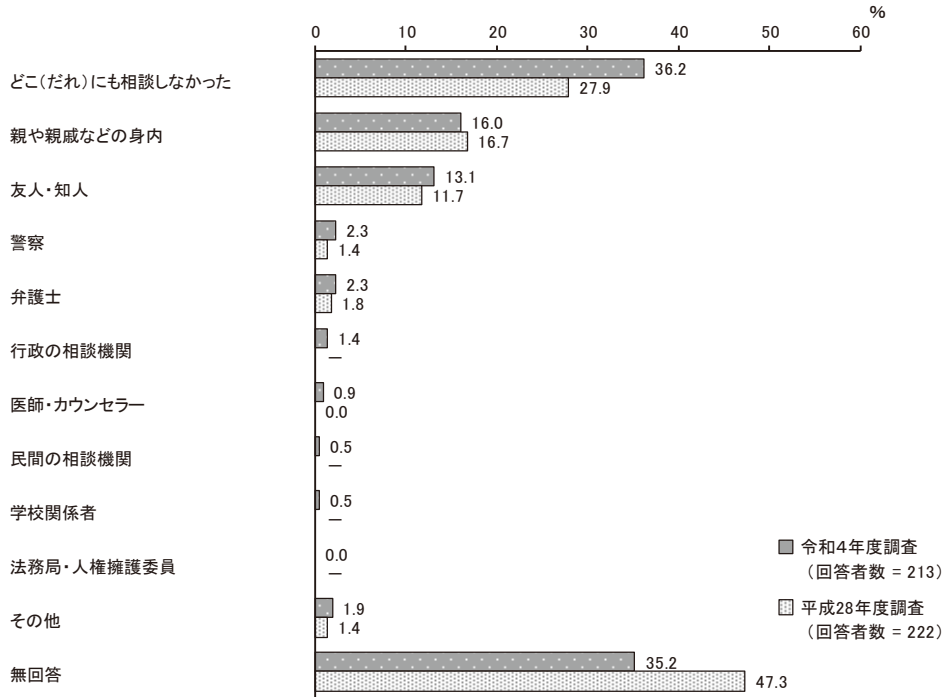
■ これまでに配偶者、恋人から暴力を受けたことがあるか



■ 何度もあった ■ 1, 2度あった □ 全くない □ 無回答

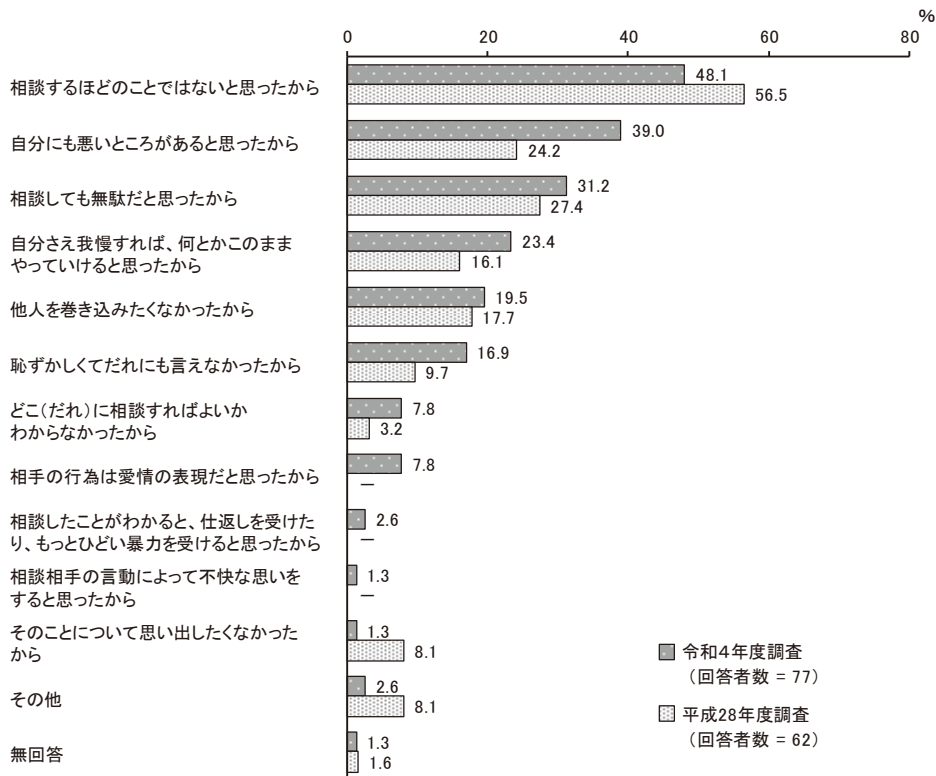
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■ DVを受けた時、だれか（どこか）に相談したか



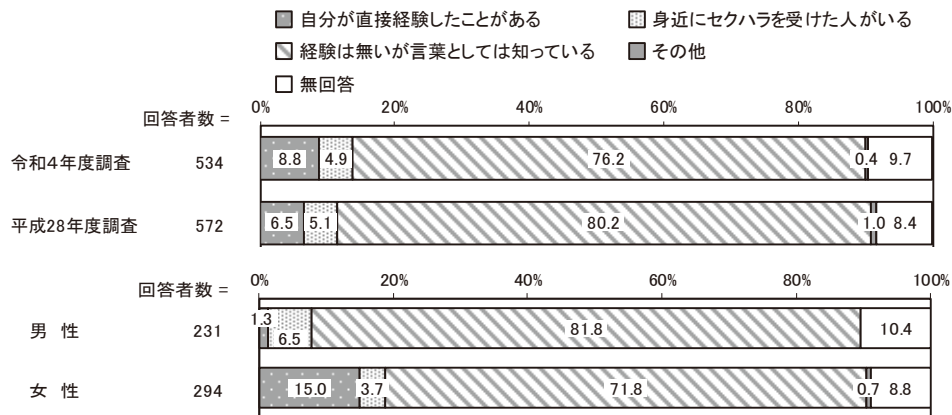
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■ だれに（どこに）も相談しなかった理由



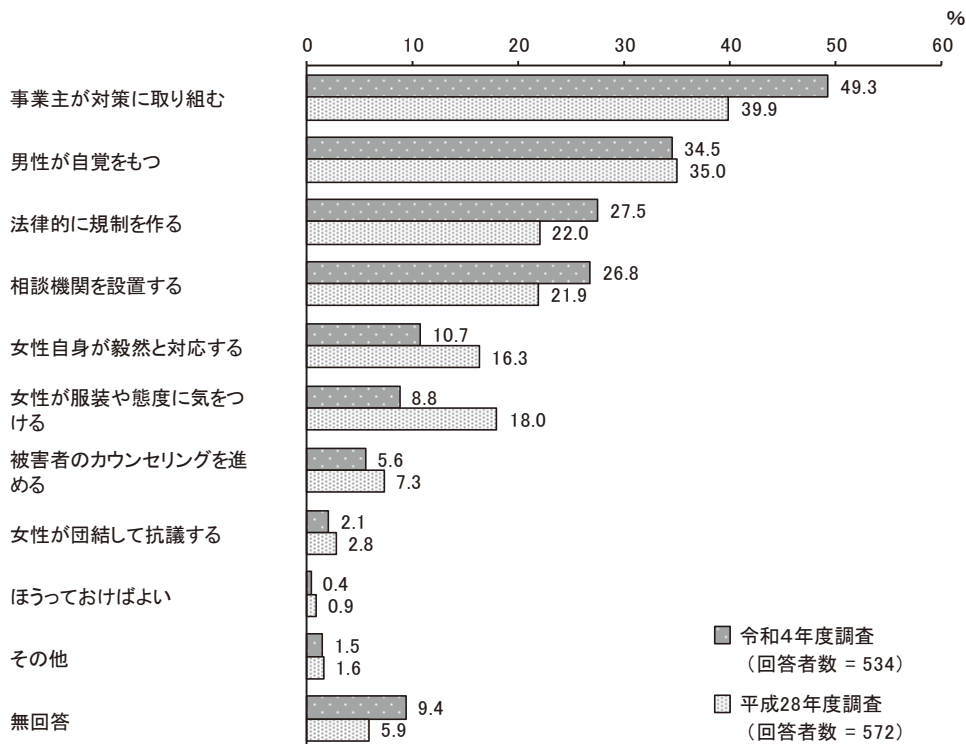
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■セクハラを経験したことがあるか



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■DV・セクハラをなくすための対策



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①DVの防止及び被害者支援

具 体 的 な 施 策	関 係 課
<p>◆DVを許さない意識啓発</p> <p>女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、DVを防止するための意識啓発を行います。</p>	福祉敬愛課
<p>◆相談体制の整備と連携強化</p> <p>DV、パワハラに対しての相談体制を強化し、広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、相談窓口を周知します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆専門相談機関の周知</p> <p>ホームページや広報紙で相談窓口の情報を掲載し、積極的な周知を図ります。</p>	福祉敬愛課
<p>◆関係機関への連絡及び情報保護の徹底</p> <p>DV被害の申し出があった場合、警察や配偶者暴力相談センター、NPO団体等と連携し、迅速に対応します。また、関係者間の情報収集は必要最小限とするなど、個人情報保護を徹底します。</p>	福祉敬愛課 関係各課
<p>◆被害者自立に向けた支援</p> <p>DV被害の申し出があった場合、被害者を一時保護し、加害者から離れて自立した生活ができるよう、関係機関と連携して、支援を行います。</p>	福祉敬愛課 関係各課

②セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援

具 体 的 な 施 策	関 係 課
<p>◆セクハラを許さない意識啓発</p> <p>広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、セクハラを防止するための意識啓発を行います。</p>	企画財政課
<p>◆企業・団体等に対する意識啓発</p> <p>職場等におけるセクハラを防止するため、広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、企業・団体等への意識啓発を行います。</p>	企画財政課
<p>◆専門相談機関の周知</p> <p>厚生労働省岐阜労働局、岐阜県女性相談センター等のチラシやパンフレットを窓口に設置し、周知します。</p>	企画財政課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

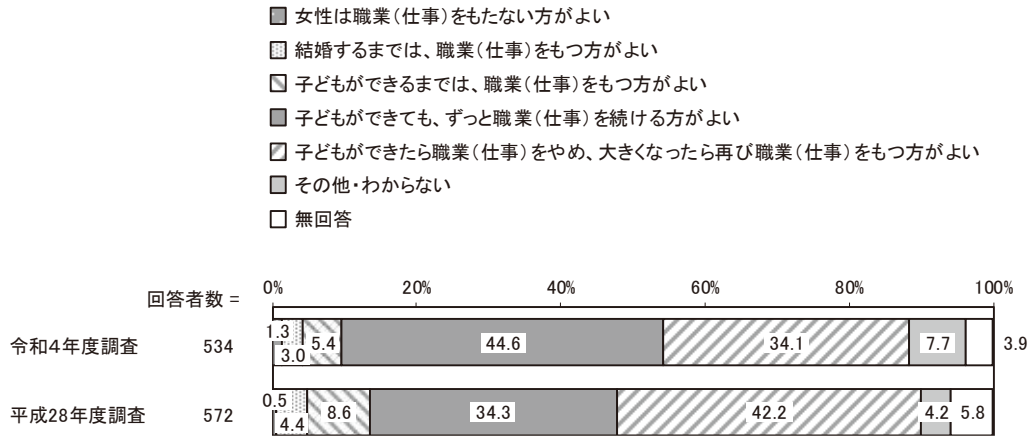
現状と課題

育児・介護休業制度^{*}が充実し、男性の家事・育児・介護などへの参画に対する意識は少しずつ変化してきています。しかしながら、現実には、共働き世帯でも、夫の家事・育児関連時間は極端に短く、妻が正社員で子どもが小さいときでも、夫の家事・育児関連時間は妻に比べて相当短いという実態があります。特に、世界的に見て日本の男性の労働時間は長い一方、家事・育児などの無償労働時間は女性に大きく偏っており、固定的な役割分担が顕著に表れています。こうした背景には、様々な要因が考えられますが、男性に多くみられる長時間労働の問題、職場や周囲の理解に加え、父親が育児に参画しにくい環境があると考えられます。

市民意識調査においても、家庭における役割の多くは「主に女性が行っている」という人の割合が高くなっています。一方、女性が「子どもができて、ずっと職業（仕事）を続ける方がよい」と思う人の割合は44.6%で、「家庭と仕事を同じように両立させたい」と思う人の割合は46.1%と、平成28（2016）年度の前回調査と比べるといずれも高くなっています。

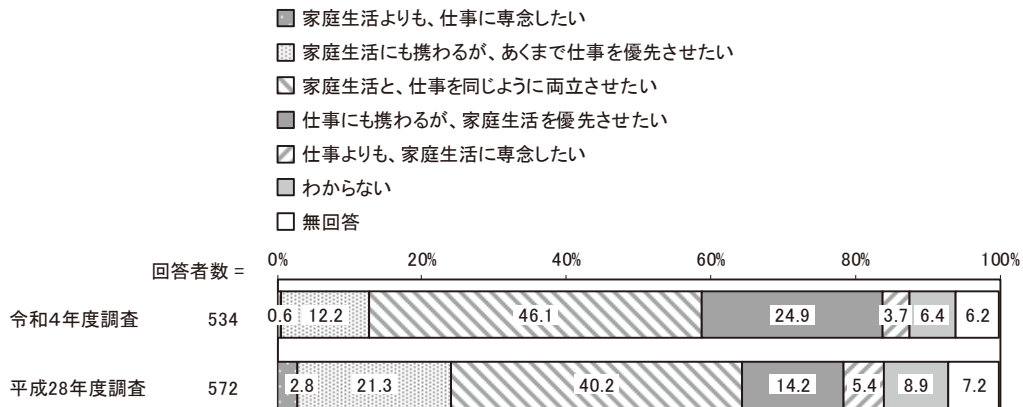
女性が過重な家事負担を負うことなく仕事と家庭の両立が可能になるよう、固定的な役割分担意識の見直しを促進し、男性の主体的な家庭生活への参画を進めるとともに、長時間労働の削減等の働き方改革に取り組み、男女双方にとってのワーク・ライフ・バランスを進めていくことが必要です。

■女性が職業（仕事）を持つことに対する考え



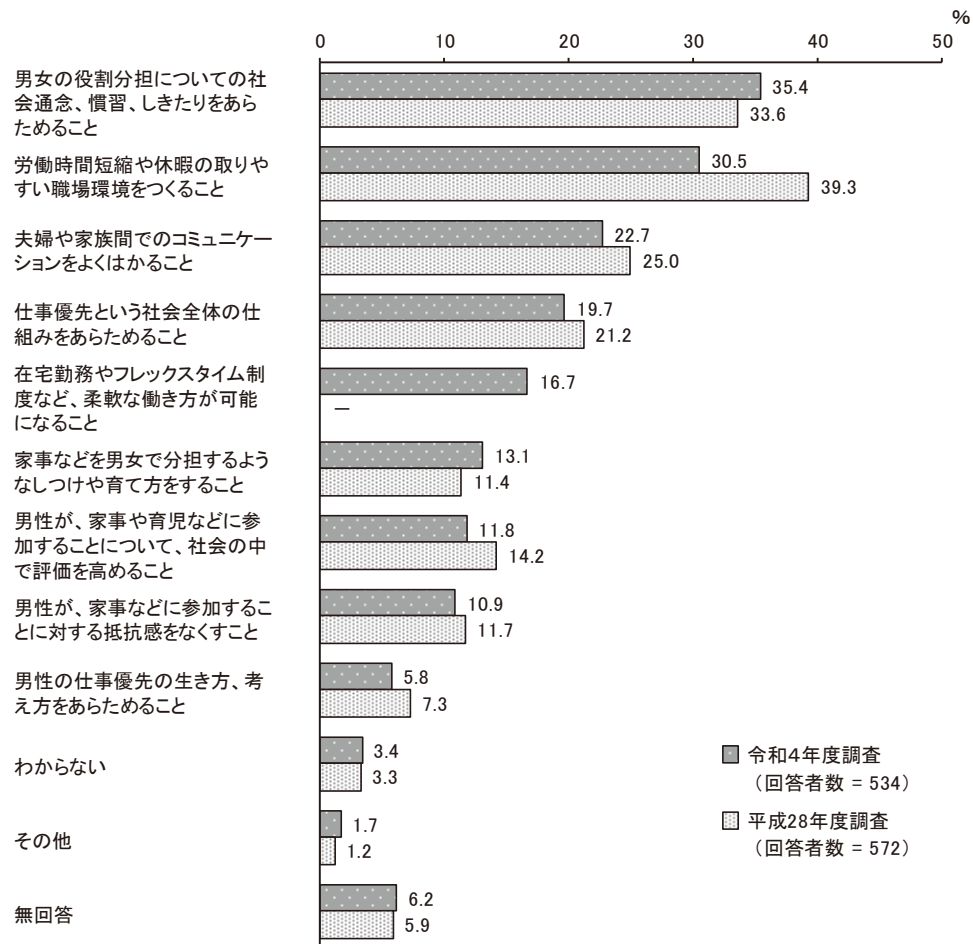
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■家庭生活と仕事に対する考え方



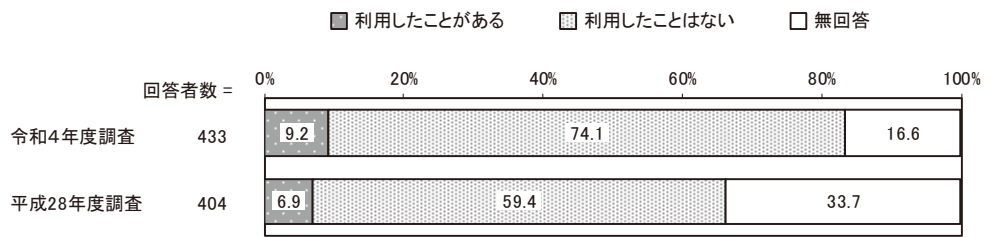
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■男女がともに仕事、家事、子育て、介護、地域活動を両立するために必要なこと（複数回答）



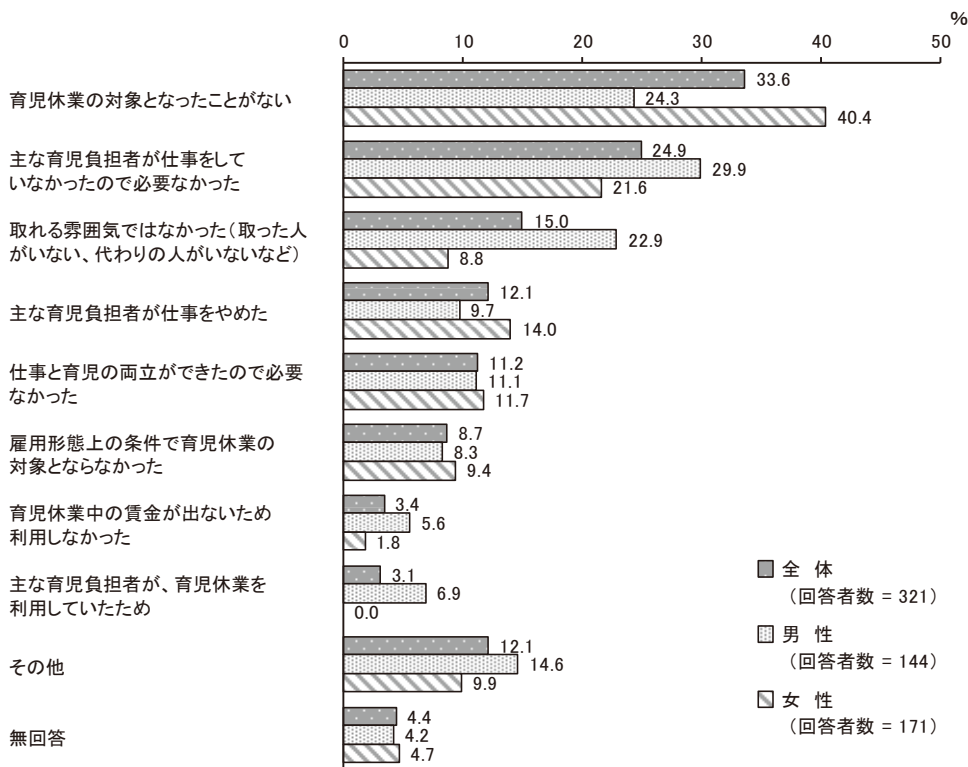
資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■ これまでに育児休業制度を利用したことがあるか



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■ 育児休業制度を利用しなかった理由（複数回答）



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた広報・啓発</p> <p>ワーク・ライフ・バランス実現に向けて、市民や企業・事業所に対して広報紙やホームページ等で広報・啓発を行います。</p>	<p>企画財政課 産業経済課</p>
<p>◆結婚・子育てアドバンス企業の認定</p> <p>結婚や子育てにやさしい職場環境を整えている企業、事業所を「結婚・子育てアドバンス企業」として認定します。また、国や県で行っている認定制度も周知します。</p>	<p>企画財政課</p>
<p>◆助成・奨励金制度等の周知</p> <p>企業・事業所に対し、国で行っている両立支援等助成金[*]を周知し、仕事と子育て・介護が両立できる環境を支援します。</p>	<p>企画財政課 産業経済課</p>
<p>◆育児・介護休業制度の周知</p> <p>企業・事業所に対して、育児・介護休業制度に関する情報を提供し、制度の普及・定着を促進します。</p>	<p>企画財政課 産業経済課</p>

②働き方改革の取組の推進

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆労働環境・福利厚生向上</p> <p>商工自営業者を含む、働く男性・女性のため、商工会等各種団体と連携を図り、仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。</p>	<p>企画財政課 産業経済課</p>
<p>◆子育て等にやさしい企業への支援</p> <p>「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録企業に対し、入札参加資格主観点数の加点措置を検討します。</p>	<p>総務課</p>

③男性の家事・育児・介護への参画促進

具 体 的 な 施 策	関 係 課
<p>◆家事等への共同参画の啓発</p> <p>男性の家事等への参画の必要性を理解してもらうため、広報紙や啓発資料を活用して啓発します。</p>	企画財政課
<p>◆誰もがともに育児を支える意識の啓発（再掲）</p> <p>誰もが参加しやすい日時 of 授業参観日の日時設定を検討し、父親を含め家族で参加しやすい授業参観等を通じた意識づくりに努めます。また、広報紙等で子育て支援に関する情報を提供します。</p>	学校教育課 幼児教育課
<p>◆子育てに関する学習会の開催（再掲）</p> <p>乳幼児健診や教室に合わせて、子育てに関する学習会を開催し、妊産婦や胎児のことや子どもの成長・発達について一緒に学べる機会を提供します。</p>	健康増進課
<p>◆誰もがともに介護を支える意識の啓発（再掲）</p> <p>男性の介護参画を促す意識啓発に努め、介護教室等への参加を促進します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆男性職員の育児休暇・休業に向けた取組の促進</p> <p>父親となった職員が育児休暇・休業を取得しやすいよう職場環境を整えるとともに、子の出生が見込まれる職員に対して制度や手続きの説明を行います。</p>	秘書広報課

(3) 誰もが安心して暮らすための社会的支援

現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化が進行する中、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人や就業等の機会を得ることができない人など、様々な困難を抱える人が増加しています。

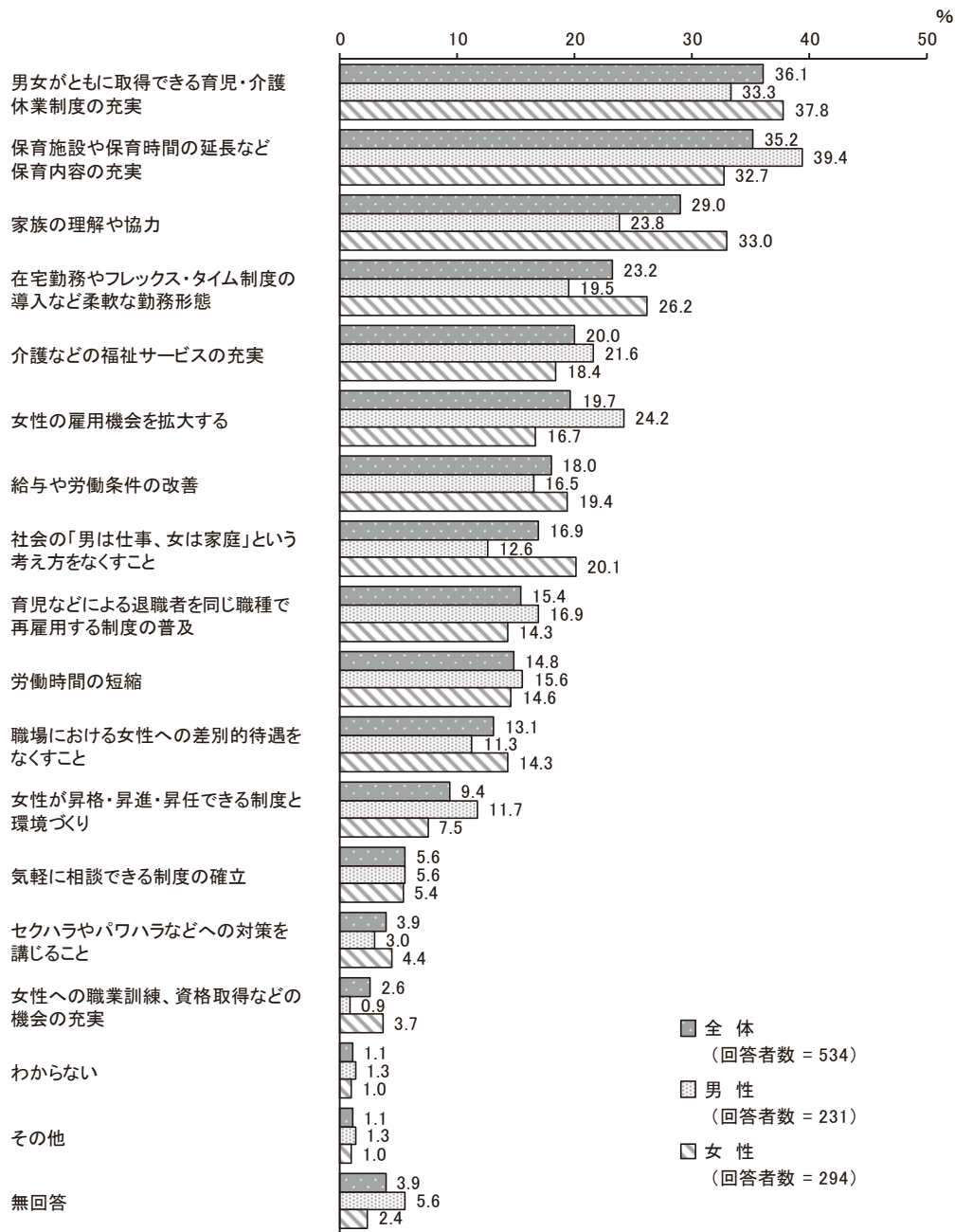
特に、ひとり親家庭や障がいのある人、女性、高齢者は厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。その中でも女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があることなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。また、ひとり暮らしの高齢者が増える中、家庭において介護を受けることができない高齢者や、生活・福祉面などで、課題を抱える高齢者が多くなっています。

市民意識調査によると、女性が働き続けるために必要なこととして、「男女が共に取得できる育児・介護休業制度の充実」、「保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実」を望む声が多くあります。

同じく市民意識調査によると、老後の生活については、自分自身の健康や生活面について不安を感じている人が多く、また、介護が必要となった人の身の回りの世話については、「介護保険制度などのサービスを利用する」、「介護保険施設などを利用する」ことを望む人が多くなっています。

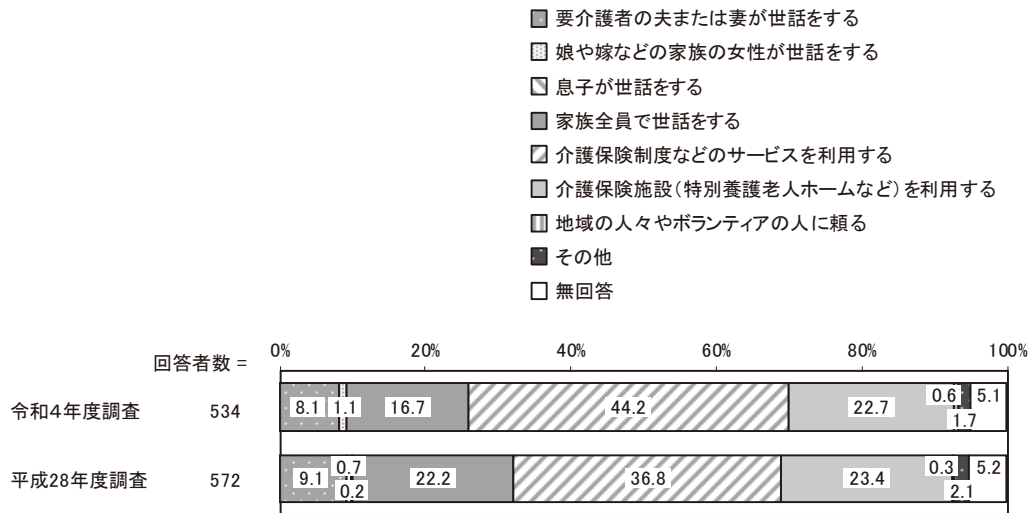
このように環境上の理由や経済的な理由などにより、困難に陥りやすい人の自立を支援し、能力を発揮できる社会の実現と、誰もが安心して暮らせる環境の整備が求められています。

■女性が働き続けるために、必要なこと（複数回答）（再掲）



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

■介護が必要となった人の身の回りの世話は、どのような形が望ましいか



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①子育て支援・保育サービスの充実

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆子育て支援サイトを活用した情報発信</p> <p>子育て支援サイト「もといくネット」を活用し、子育て情報やイベント情報を掲載し、子育て支援の向上を図ります。</p>	幼児教育課
<p>◆子育て相談に関する支援</p> <p>妊娠期から子育て期までの相談や育児に不安を抱える保護者に対して、家庭相談員等による専門的な相談体制の充実を図ります。</p>	福祉敬愛課 健康増進課
<p>◆子育て支援センター事業の充実</p> <p>子育てに不安や悩みを持つ家庭を支援するため、親子の交流の場を提供し、相談事業や育児講座を充実させ、育児の心理的負担の軽減に努めます。</p>	幼児教育課
<p>◆子育て短期支援事業の実施</p> <p>保護者が仕事等により家事・育児で困難が生じている場合や、疾病等により、子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童を一時的に養育・保護する制度を周知し、活用を促進します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆ファミリーサポートセンター事業*の充実</p> <p>保護者が就労等により、育児に関する援助（子どもの預かりや送迎等）が必要な場合に、サポートの提供を促進します。</p>	幼児教育課
<p>◆留守家庭教室の利用促進</p> <p>保護者が就労等により、家庭にいない小学生に対し、授業終了後、適切な遊びと生活の場を与えるため留守家庭教室の利用を促進します。</p>	幼児教育課
<p>◆乳幼児・児童等福祉医療費の助成</p> <p>高校生世代（18歳到達の年度末まで）までの子どもに係る医療費の一部を助成します。</p>	市民課
<p>◆児童手当の支給</p> <p>子どもの健全育成を目指して、子どもを養育する家庭における生活の安定を支援するための手当を支給します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆延長保育・一時保育の実施</p> <p>保護者の就労時間や就労形態の違い等によって多様化しているライフスタイルに応じた保育サービスを提供するため、延長保育の受け入れを推進します。</p>	幼児教育課

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆病児・病後児保育事業の実施 就労している保護者が、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育する制度を周知し、活用を促進します。</p>	幼児教育課
<p>◆広域保育事業の充実 保護者の勤務の都合等により、市外保育所への入所希望が増えていることから、広域入所の協議が成立した近隣市町と相互の受け入れを実施します。</p>	幼児教育課
<p>◆保育室補助事業の実施 乳幼児を市が認定した無認可保育施設に入所させた場合、施設に対し補助金を交付します。</p>	幼児教育課
<p>◆ひとり親家庭福祉医療費の助成 ひとり親家庭の父母及び児童に係る医療費の一部を助成します。</p>	市民課
<p>◆児童扶養手当の支給 ひとり親となった家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のための手当を支給します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆出産・子育て応援事業の推進 すべての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して面談等により身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、産後ケアや一時預かりサービス等の費用負担軽減のため、出産・子育て応援給付金を支給します。</p>	福祉敬愛課 健康増進課

②介護サービス等の充実

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆在宅介護施設の利用促進 介護者の負担軽減やリフレッシュを図るため、デイサービスやショートステイ等在宅介護施設の利用を促進します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆福祉車両貸出事業の支援 一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者や介護を必要とする高齢者を家族が通院場所等へ送迎できるよう、社会福祉協議会が行っている福祉車両貸出事業を支援します。</p>	福祉敬愛課

③高齢者・障がい者の自立支援

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆介護予防教室の実施 介護が必要な状態とならないように介護予防知識を普及するため、介護予防サポーター養成講座や講演会を開催します。また、介護予防教室を開催し、認知症予防や生活機能の向上を図ります。</p>	福祉敬愛課
<p>◆地域見守り活動の推進 民生委員・児童委員・地域福祉協力員等により、高齢者や障がい者等への地域見守り活動を実施し、安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。</p>	福祉敬愛課
<p>◆地域活動への参加促進 老人クラブ活動、ボランティア活動等地域活動への積極的な参加を促進します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆ふれあいいいききサロンの支援 家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、仲間づくりの場を提供し、生き生きとした日常生活が送れるよう、社会福祉協議会が行っているふれあいいいききサロンを支援します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆市営バス路線の充実 自動車免許を持っていない高齢者、疾病等により運転できなくなった高齢者や身体障がい者等が、家族等に頼ることなく自立した生活ができるよう、市営バス路線を充実します。</p>	総務課 総務産業課
<p>◆高齢者等交通確保の支援 根尾地域に居住する高齢者や重度心身障がい者等を対象に、家族に頼ることなく通院等ができるよう、社会福祉協議会が行っている高齢者等交通確保事業を支援します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆高齢者の就業支援 定年退職後さらに働くことを希望する高齢者の活躍を促進するため、シルバー人材センターの活動を支援します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆心身障がい者の就労支援 障がい者に、就労や生産活動、その他の活動の機会を提供し、社会との交流を促進するため、社会福祉協議会が行っている障がい者支援センター事業を支援します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆障がい者地域生活支援 障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援等の地域生活を支援します。</p>	福祉敬愛課
<p>◆障害者生活支援センターの充実 障がい者（児）の社会参加を図るため、障害者生活支援センター「えがお」で行っている相談・支援事業等を充実します。</p>	福祉敬愛課

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆障害者基幹相談支援センターの相談支援 社会福祉士等の資格を持つ基幹相談支援員が、総合的な相談業務及び虐待防止センター、地域移行・地域定着のコーディネート自立支援協議会の運営、相談支援事業者の人材育成等の業務を行います。</p>	福祉敬愛課
<p>◆地域生活支援拠点の充実 障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害やその家族の緊急事態に対応出来る体制を確保し、障がい者とその家族が安心して暮らせるよう支援します。</p>	福祉敬愛課

④生活上の困難に直面する男女への支援

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆生活困窮者への支援 勤労者の福祉の向上と生活の安定を図るため、生活に必要な資金を融資する勤労者生活資金融資制度や生活困窮者小口資金貸付事業を周知します。</p>	産業経済課 福祉敬愛課
<p>◆ひとり親家庭福祉医療費の助成（再掲） ひとり親家庭の父母及び児童に係る医療費の一部を助成します。</p>	市民課
<p>◆児童扶養手当の支給（再掲） ひとり親となった家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のための手当を支給します。</p>	福祉敬愛課

(4) 生涯を通じた健康支援

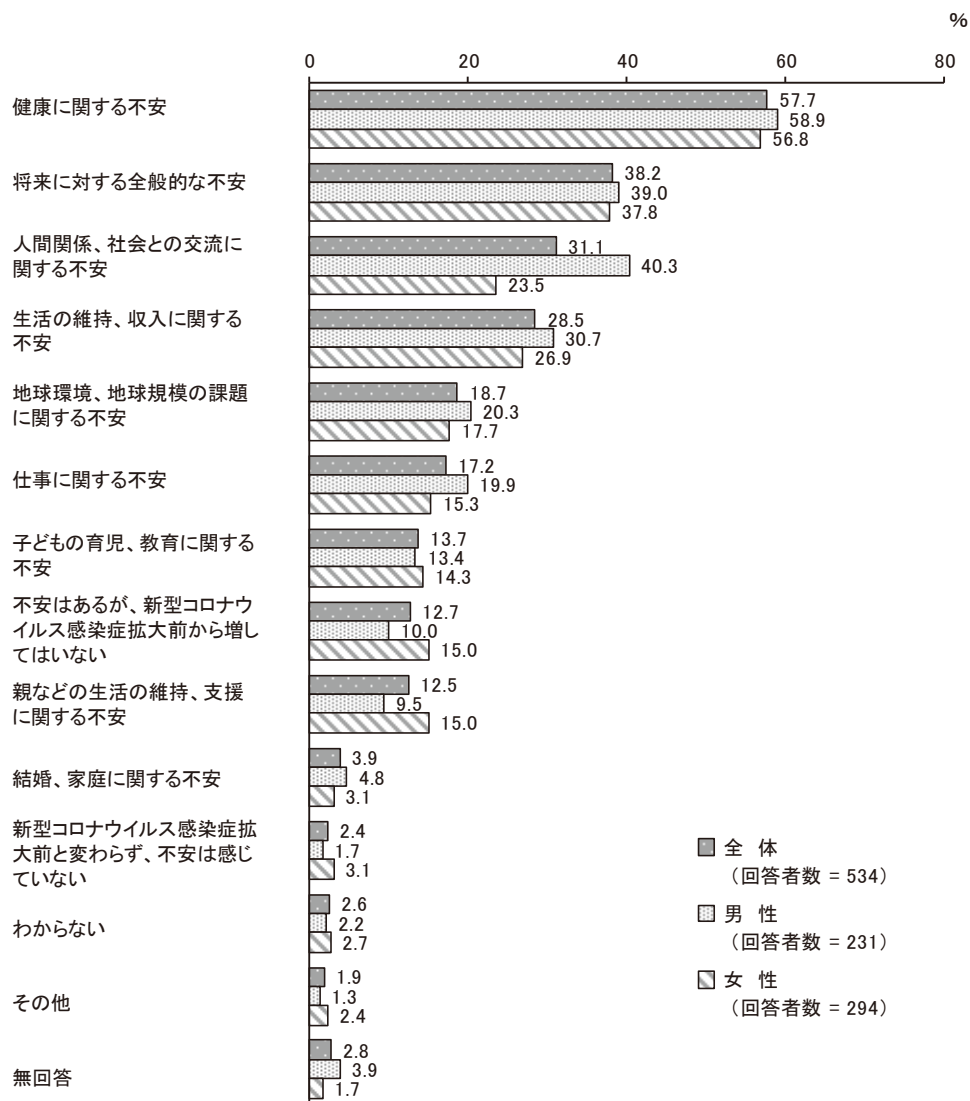
現状と課題

女性には、生理や妊娠、出産、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに男女も若い世代から留意する必要があり、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）^{*}」の視点に基づく、命の大切さや正しい性の知識の教育などが重要です。

一方、男性は、仕事中心の生活や長時間労働などによる過度のストレスを抱えており、心身の不調など健康を害する人も少なくありません。

人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸が課題となる中、男女共同参画社会を実現するためにも、すべての人が性差や年代にかかわらず、心身及びその健康について、正確な知識や情報を得て、ライフステージ^{*}に応じた健康相談や健康支援が必要になります。

■新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて不安が増していること



資料：令和4年度男女共同参画市民意識調査

施 策

①包括的な健康支援のための保健・医療の充実

具 体 的 な 施 策	関係課
◆母子保健施策の充実・推進 妊娠・出産期における母子の健康の確保及び推進を図り、保健・医療・福祉及び教育分野との連携により、地域における母子保健施策を推進します。	健康増進課
◆乳幼児健診・教室の実施 赤ちゃん教室や成長にあわせた乳幼児健診を実施します。	健康増進課
◆乳がん・子宮けいがんに関する正しい理解の啓発と検診の実施 乳がんや子宮けいがんに関して正しく理解するための啓発をホームページや広報紙で行います。また、各種がん検診を実施します。	健康増進課
◆小児救急医療体制の充実及び情報提供 もとす広域連合休日急患診療所や広域総合病院との連携により、休日・夜間医療体制や小児救急医療体制の充実を図るとともに、情報を提供します。	健康増進課
◆相談窓口の設置 子育てに関する相談や健（検）診後の生活改善や心身等の心配ごとについての相談を行うための相談窓口を設置します。	健康増進課
◆各種健診（検診）の実施 生涯を通じた健康支援を図るため、節目健診、特定健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等を実施します。	健康増進課
◆性と生殖に関する正しい知識の理解と支援 性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての正しい知識の理解を推進するとともに、生理の貧困に対する支援や不妊治療について正しい理解と支援を行います。	企画財政課 健康増進課

②心身の健康づくり

具 体 的 な 施 策	関 係 課
<p>◆スポーツイベント等の開催 誰もが参加できるスポーツイベントを開催することで、生涯にわたり自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりを行います。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>◆生涯にわたる健康づくり 本巢市健康ポイント事業、ウォーキング・ランニングのまちづくり事業、根尾川サイクリングロードの整備事業を通じた健康づくりを支援します。</p>	<p>健康増進課 社会教育課</p>

第4章 プランの推進体制と役割分担

1 推進体制

本プランを効果的に活用していくためには、より多くの市民、事業者、各種団体の方にプランの内容を理解していただき、パートナーシップ※を確立し、協働で取り組むことが重要であり、本プランの内容について、広く周知する必要があります。

多岐にわたる各施策の推進については、庁内各部局が連携を図りながら効率的に進め、施策の進捗状況を定期的に検証し、進捗率がよくない事業については、その理由を調査し改善していく必要があります。

また、計画期間中であっても、社会情勢の変化、市民などからの意見を参考に、必要に応じて内容の見直しを行います。

2 役割分担

①プランの周知

具体的な施策	関係課
◆広報紙・ホームページ等による周知 広報紙に特集ページを掲載するほか、ホームページや各公共施設において閲覧できるようにするなどの周知を図ります。	企画財政課
◆事業所・自治会等への周知 事業所・自治会等に本プランの内容について、プラン概要版など誰もが分かりやすい資料を用いて、周知を図ります。	企画財政課

②庁内推進体制の構築

具体的な施策	関係課
◆本巢市男女共同参画推進会議の開催 庁内における男女共同参画の推進組織として設置している「本巢市男女共同参画推進会議」を効果的に開催し、部局の連携を図ります。	企画財政課

③市各種行政計画との連携

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆市各種行政計画との連携</p> <p>各施策については、総合計画をはじめとした各種行政計画と密接に関連しているため、それら計画との連携を図りながら実施します。</p>	関係各課

④進捗状況の検証

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆各施策の進捗状況の検証・改善</p> <p>各施策の進捗状況を年度ごとに検証し、その結果を公表するとともに、進捗率がよくない事業については、その理由を調査し改善します。</p>	企画財政課

⑤情報収集

具 体 的 な 施 策	関係課
<p>◆要望等の募集</p> <p>各施策の推進を図るため、ホームページなどにおいて市民等からの意見収集に努め、国・県の関係機関と連携を図りながら適切な対応を行います。</p>	企画財政課
<p>◆国・県計画や関係法令等の改正状況の把握</p> <p>国・県計画や「男女共同参画社会基本法」など関係法令の改正状況を常に把握し、必要に応じてプランの見直しを行います。</p>	企画財政課



男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審

議すること。

- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

本巢市男女共同参画推進懇話会要綱

平成 16 年本巢市訓令甲第 56 号

(設置)

第 1 条 本巢市における男女共同参画プランへの提言と推進に資するため、本巢市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの提言に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の懇話会は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、懇話会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 懇話会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 懇話会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(補則)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (略)

本巢市男女共同参画推進懇話会委員名簿

役 職	氏 名	所属等
会長	山本 朱美	岐阜大学 応用生物科学部 教授
副会長	林 重弘	連合自治会
委 員 (五十音順)	赤堀 博和	森松工業株式会社
	浅川 真三子	商工会
	阿部 信樹	人権擁護委員
	有賀 美佐子	消防団女性分団
	小里 孝	民生委員児童委員連合協議会
	木下 真奈巳	農業委員会
	高橋 恵美子	民生委員児童委員連合協議会
	服部 由子	新日本金属工業株式会社
	古田 菜穂	子ども会育成協議会
	村瀬 里佳	教育委員会
山田 絹代	浪速製菓株式会社	

※敬称略。所属等は令和4年11月2日現在。

第4次本巢市男女共同参画プラン策定の経緯

日付	内容
令和4年8月8日 ～令和4年8月31日	○男女共同参画に関する意識調査 ・市民1,500人を対象 ・有効回収数：534人（回収率：35.6%）
令和4年11月2日	○第1回本巢市男女共同参画推進懇話会 ・委嘱式 ・会長、副会長選出 ・市民意識調査の結果について ・第4次プランの策定について
令和4年12月15日	○第2回本巢市男女共同参画推進懇話会 ・委嘱式 ・第4次プラン案について ・パブリックコメントの実施について
令和4年12月27日 ～令和5年1月26日	○パブリックコメントの実施
令和5年2月16日	○第3回本巢市男女共同参画推進懇話会 ・パブリックコメントの結果について ・パブリックコメントの結果を反映した第4次プラン案について
令和5年3月	○第4次本巢市男女共同参画プラン策定

用語解説

用 語	解 説
アジェンダ	国際的な取組についての行動計画をいう。
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	誰もが潜在的に持っている思い込みのことをいう。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっている。
育児・介護休業制度	育児休業とは、1歳未満の子を養育する労働者が、その子が1歳に達するまでの間、休業できる制度。 育児・介護休業法の改正により、令和4（2022）年10月から新たに「産後パパ育休（出生時育児休業）」制度が創設された。 介護休業とは、要介護状態にある対象家族一人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業できる制度。
一般事業主行動計画	女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を定めた計画。
NPO	Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。ボランティア団体をはじめ、公益を優先し利益を目的としない幅広い民間団体を指す意味で使われている。また、特に、特定非営利活動促進法（NPO 法）による認証を受けた「特定非営利活動法人」は、NPO 法人と呼ばれている。
LGBT 等	性的少数者を限定的に指す言葉。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）の頭文字をとった総称。クエスチョニングまたは、クイアも含まれた総称。
エンパワーメント	自ら意思と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。
家族経営協定	農業が魅力ある職業となり、意欲とやりがいを持って経営に参画できるよう、経営方針や役割分担など職業環境などについて、家族間の話し合いに基づいて取り決めたルールを文書にしたものをいう。
岐阜県総合人材チャレンジセンター	「ジョブカフェ」の岐阜県版。一人ひとりに担当のキャリアアドバイザーがついて、仕事や進路が決まるまで、就職・進学活動を支援している。平成20（2008）年度から中高年層への就職支援サービスも提供している。
岐阜県男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法第14条に規定する都道府県計画にあたり、岐阜県が県内における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について定めている。
ぎふ農業・農村男女共同参画プラン	農山村における男女共同参画の実現に向けて、岐阜県では平成8（1996）年から5年ごとにプランを策定している。平成28（2016）年3月には「ぎふ農業・農村男女共同参画プラン」が策定された。
キャリアアップセミナー	自己の経歴や職歴の向上、より高い資格や能力を身につけることなどを目的に行われる講習会をいう。

用 語	解 説
結婚・子育てアドバンス 企業認定制度	市が実施する結婚や子育てがしやすい職場環境を整えている企業・事業所を認定する制度。
固定的な役割分担意識	個人の能力ではなく、性別を理由として「男は仕事、女は家庭」などのように、役割を固定的に分けることをいう。
ジェンダー	「女らしさ」「男らしさ」などそれぞれの性にふさわしいと期待される行動や態度を人が育つ過程で身につけていく「文化的に作られた性差」のことで、生物学的な性別と区別して用いられた。
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標のこと。
SDGs (持続可能な開発目標)	平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会の目標として、令和 12 (2030) 年を期限とする包括的な 17 の目標を設定。ゴール 5 では、ジェンダー平等の達成とすべての女性と女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされた。
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍を促進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律。平成 27 (2015) 年 9 月 4 日公布、同日施行。一部は平成 28 (2016) 年 4 月 1 日に施行。
男女共同参画・女性の活躍支援センター	仕事と子育てや介護の両立に悩む女性やキャリアアップを望む女性などが、キャリアビジョンを描き、実現できるようキャリアカウンセラーがマンツーマンで「伴走型サポート」を行っている。岐阜県では、働く意欲はあるものの、働いていない女性に対して、不安の解消、就労へのチャレンジ、育児休業からの復帰などといったニーズに応じた講座も開催している。
男女共同参画基本計画	政府が定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。現行の計画「男女共同参画基本計画（第 5 次）」は、令和 2 (2020) 年に閣議決定された。
男女共同参画社会基本法	男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画し、均等な利益の享受とともに責任を負うべき社会である「男女共同参画社会」の形成についての基本理念を明らかにした法律で、平成 11 (1999) 年 6 月に施行された。
男性中心型労働慣行	大量生産を可能とする工業化に対応しやすいものとして、年功的な処遇、男性社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方。
パートナーシップ	立場の違う組織や個人が対等な関係を結び、連携して協力すること。「対等」であるためには、お互いを信頼、尊重するとともにお互いが責任を持つことが必要である。

用語	解説
パートナーシップ制度	同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に性的少数者のカップルに対して、「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度。
配偶者暴力防止法	配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等を目的とする法律。平成 20 (2008) 年の法改正では、被害者の定義の拡大、市町村に基本計画策定の努力義務などが盛り込まれた。平成 13 (2001) 年 4 月 13 日公布、10 月 13 日施行。一部は平成 14 年 (2002) 年 4 月 1 日施行。
パブリックコメント	市の基本的な政策や制度を定める計画の策定や条例を制定する時に、その案について、広く市民に対して公表し、寄せられた意見などを案に取り入れることができるか検討し、それに対する市の考え方や結果を公表する一連の手続きをいう。
ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンター事業は、厚生労働省が管轄する事業で、各市町村が実施している。瑞穂市・本巢市では、両市が協定を結んで実施し、特定非営利法人キッズスクエア瑞穂に事業委託している。子育て中の家族を、提供会員がサポートする有償の相互援助活動で、子どもの一時預かり・送迎・訪問託児などに対応している。
ポジティブ・アクション	「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の現状に応じて実施していくもの。
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階のことをいう。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	妊娠・出産という仕組みを体を持つ、女性の一生を通じた健康のことを、リプロダクティブ・ヘルスといい、強制ではなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということをも女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖の自己決定権)という。これらを総称して「性と生殖に関する健康及び権利」と訳される。
両立支援等助成金	従業員が働きながら育児と介護との両立を行える制度を導入したり、女性の活躍推進のための取組を行う事業主に金銭的な支援をする制度をいう。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と家庭の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるよう、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動について自らが希望するバランスで関わることをいう。



サクラの帰り道 本巣中学校1年 杉本結梨

第4次本巣市男女共同参画プラン

令和5年3月

本巣市企画財政課

〒501-1292 岐阜県本巣市文殊 324 番地

TEL 0581-34-5024 FAX 0581-34-3273

URL <https://www.city.motosu.lg.jp>